矯正図書館

監獄雜誌

第七卷第四號

目　錄

● 論說……（一　頁）
　典獄諸君送迎の辭
　北海道集治監の管轄に就て　佐川環
　呈新任内相伯爵屈伯書
● 歐米監獄要錄……（七　頁）
　小河君より本會への通信
● 海外通信……（十三頁）
　歐羅巴監獄は如何に進歩しつゝあるか　在米國　一日庵主人
● 寄書……（十八頁）
　志氣振ふ可し　藤原生
　外數件
● 問答……（二十八頁）
　應答（前號第十四項）　東洋逸史
　外十數件
● 雜錄……（三十八頁）
　請負作業に就き客言　U生
　癲癇者の刑事上に於ける責任（承前）
　巡回看守給助例の解釋に就て　霞堂主人
　故前田大阪府典獄の碑文を讀む　在大阪　洋々散士
　看守の病氣醫療法　醫學士
● 監獄彙報……（四十五頁）
　釜山島の監獄則外十數件
● 雜報……（四十八頁）
　典獄諸間會の概況外十數件
● 特別寄書……（五十九頁）
　北海道集治監々督權の變換　上田定次郎
　典獄會議に望む　山陽隱士

警察監獄學會發兌

矯正図書館

◎會告

本誌は四月三十日發行のものに有之候處典獄會議に關する記事揭載の必要に依り特に一周間延期刊行するに至れり讀者乞ふ諒せよ

明治廿九年五月

警察監獄學會

寄書規定左記の如く相定め次號より實行致度御繁忙の傍ら折角御執筆相願候玉稿に對し是等規定を設るは甚御迷惑なるへしと雖とも力めて御準據被下候は丶幸甚不過之候拜具

警察監獄學會編輯部

寄書家各位

●寄書規定

第一　監獄雜誌へ揭載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はす、半紙、美濃紙の內を以一行（若くは二行にて）二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし

第二　質疑、應答の外は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖質疑と應答とは又別紙に御認めあらんことを乞ふ

第三　表題、（地名署名）姓名（又は號）は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名（署名）姓名は編輯部參考の爲め欄外に御認め相成たし

第四　質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるへし

第五　毎月二十日前（十二月は特に十五日前）本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ揭載すへきものと御承知被下たし

質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

●警察監獄學會出版物廣告

監獄學　全

伯爵井上內務大臣閣下題字　內務省警保局長　小野田元熙君序文
司法次官　清浦奎吾君序文　帝國大學法科大學長　穗積陳重君序文
司法次官　清浦奎吾君序文　帝國大學法科大學教授法學博士　穗積陳重君序文
神奈川縣知事　中野健明君序文　內務省土木局長　都筑馨六君序文
靜岡縣知事　小松原英太郎君序文　內務省參事官文學士　久米金彌君序文
神奈川縣典獄　小河滋次郎君編著　內務省參事官文學士　久米金彌君序文

（監獄構造法石版密圖數拾葉入）

日本監獄法講義

司法次官　清浦奎吾君序文　內務省儲獄務顧問　故フヲン、ゼー、バッハ君序文
東京集治監典獄　石澤謹吾君序文　內務書記官文學士　久米金彌君序文
前宮城集治監典獄　八木秀太郎君跋　神奈川縣典獄　小河滋次郎君編著

完

矯正図書館

静岡縣知事小松原英太郎君演述

監獄費國庫支辨論　完

司法次官清浦奎吾君序文
字川盛三郎君序文　神奈川縣典獄小河滋次郎君反譯

獨逸監獄管理法　完

静岡縣知事小松原英太郎君序文　内務參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
内務書記官文學士久米金彌君序文　神奈川縣典獄小河滋次郎君著

看守必携獄務提要　完

静岡縣知事小松原英太郎君題字　前宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城縣典獄山崎義德君序文　宮城集治監教誨師藤吉習敎君著

監內揭示條目辯解　全

矯正図書館

監獄雜誌第七卷第四號

論說

●典獄諸君送迎の辭

新任內務大臣板垣伯閣下は就任早々嚮さに府縣警部長各位を鞏殼の下に召集せられ訓示及諸問せらるゝ所あり、該會終了後、今又茲に全國典獄諸君を召集し、諸君をして四月廿五日を以て東京に參集せしめられ獄治の方針に就き訓示せられ及び實務上に付諮問せらるゝ所ありたり、然れば訓示の事項並に諮問會の顚末は別項に譲り茲に聊か遠來の典獄諸君に對し送迎の意を表し併せて將來の希望を述ぶるは强ち無益の業にあらざるべしと信し予輩の微衷を左に開陳せんとす讀者幸に之を諒せよ

典獄諸君、諸君は時恰も陽春駘蕩東臺墨堤の櫻花將に枝を辭し新綠影濃かならんとするの好季に際し平素實踐せられつゝある經驗と新知識を齎らし召に鞏殼の下に集合し其筋の諮問に應し研鑽討究の勞を取り監獄將來の改善に銳意注心せらるゝは余輩の贊辭を俟たざる所にして余輩は斯道の爲め慶賀に堪へざる所なり、去れば余輩此遠來の珍客即ち治獄の木鐸者に對し如何に之を歡迎し又如何に其歸任を壯送するの語を以てして可なるや、余輩の不文善く其意の十一を表白する能はざるは予輩の遺憾とする所なりと雖も茲に一二の點に就き送迎の意を表することゝなせり

矯正図書館

諸君は一昨年清國との交戰以來國民一般に義勇奉公の念熾んにして敵愾心を發揮し動もすれは官民擧て戰國の事に狂奔熱注し甚たしきは各其職業を抛ち又は其職責を忘れ一意專心他を顧みざる狂瀾怒濤の間に處し獨り其狂熱に眩せす狂瀾怒濤に動搖せられす嚴然松柏の霜に堪へ風雪に侵さるゝ所あるか如く能く其職責を守り各其僚屬を率ひて獄事の改善に注意盡力せられたるは予輩の平素感佩に耐へざる所にして諸君か統治の宜しきを得たるにあらざるよりは奚ぞ能く其今日あるを得んや、又一步を進むれば昨夏炎熱鑠金の時に當り彼の歸朝軍夫等の戰地より齎來する所の彼の最も恐るべき傳染病の動もすれは監獄内に侵襲するの虞れある時に際し又善く之を未前に豫防し或は不幸既發せしも二三の監獄に止め能く之を撲滅驅除し盡されたるは是れ全く監獄衛生の行届きたる結果にして諸君の効亦た大に與つて力ありしものと云ふに余輩は斷言を憚からざる所なり、以上の二大事項に就ては今回召集の典獄諸君に向て深く謝意を表すると同時に今日更に實務上の多數の經驗を齎らし來られたる點は須らく玆に特筆して歡迎の徽意を表する所なりとす、然り而して今回其筋より典獄諮問會に附議せられたる議案は大小種々ありと雖も予輩の傳知する所に由れば日表及月表の總製、統計表の統一、行狀勘查規程、典獄巡視規程、懲治人賞與規程の設定等其主もなるものにして何れも從來當局者の間に議論ある所なれは諸君の平素治獄上實際に遺憾を感しつゝある間に親しく金玉の高見を蘊蓄せられつゝあるは將に疑ひなき所にして此際充分に卓見を吐露せられ將來に遺憾なく充分の手腕を發揮するの眞羅針盤を遺されたるものなること又予輩の玆に論議するを俟たざる所なり

（別項參看）

倘進んて諸君が歸任に當り其送別を壯にし及ひ諸君に今後益々進んで盡力を請はざるべからざる希望は諸君か今回一堂の下に參集せられたるを好機とし論議、談話せられたる事項は獨り其筋より附議せられたる重要議案に止まらざるは勿論提出議案の他に實務上に適切緊要なる事項にして談論討究せられたるもの決して尠なきにあらざるべく多々益々稗益なる事項ありたるならん、去れば今回諮問會に附せられたる事項の實施は姑らく之を他日に讓るも此談笑の間に協議又は打合されたる事項は須らく之を歸任の好土產とし實ての績を擧けられんこと是れ諸君に希囑する所なり

終りに臨み倘は諸君の注意を請ふは刻下日を追ひ暑熱に向ふの時に際し傳染病流行の杞憂あり、去れは諸君か此恐るへき惡疫豫防に傾注せらるゝの覺悟こそ昨年來の若けんことを、否な昨年の如くなるに留めす彼の傳染病類似の惡疫をして一步も監門を侵入する能はざらしめられんことを倘又其職責の上に於ても一昨年來の戰爭の狂熱に動搖せられざりしが如く能く其僚屬諸氏をして職守を明かにせしめられんこと、予輩の典獄諸君に望蜀する所なり

之を要するに今日諸君を迎へ諸君を送るの希望熱心は獨り以上の事項に止まらす予輩の心中情緒糸の如く萬感胸に滿つと雖も禿筆の善く盡す所にあらす諸君幸に之を諒せられんことを、聊か帝國監獄の將來を祝し典獄諸君の萬歲を三唱す、諸君健在なれ、聊か送迎の辭となす

●北海道集治監の管轄換に就て

拓殖務省官制に依り北海道に在る集治監及分監は如何從前之通内務省の管轄に屬すと云ふ說あり又拓殖務省管理に移るへしと云ふ者あり余輩は虛心平氣以て本年勅令第八十七號の成文を案するに後者の說を正當なりと贊せさるへからず何んとなれば其第一條拓殖務大臣は左の事務を管理すと定められ而して其一項臺灣に關する諸般の政務全二項北海道に關する諸般の政務にして從來内務省の主管に屬したる事項と明示せ

監獄雑誌　第7巻 第4号
矯正図書館

られ此二項の文意は極めて判明にして少も疑ふへきもの其間にあるを見す昨年七月以來北海道集治監及分監は內務省直接主管に屬したると否は毫も這般の官制に關係する者にあらす則ち昔日の如く道廳管理たると雖た內務省直接主管たるに論なく均く是れ內務省の主管に屬したる事項なればなり故に官制成文の上に就き牽强の解釋を下し曲けて集治監は從來の通之を內務諸政に屬さんとするは到底出來得へきに非す又事實は旣に其然らざる現象を示せり

然り而して北海道集治監は新官制即ち拓殖務省の政務に屬したる以上は前途監獄の主義目的を達する上に於て不便なき歟如何にとの再問を假設して論するときは多少意見なきにあらず抑も北海道集治監囚徒は元來同道裁判管轄區域內に關係なくして內地假留監より發遣する者なり然れば彼の地に發生する地方監獄收禁囚とは大に趣を異にし之を發遣するも否とは一に內務省の方針に屬する者とす然るに其檢束方法拘禁費用及囚徒役業等の計畫は常に拓殖務省之か準備を爲さゞるべからずとせば實際の扱上果て如何そや是れ所詮百年の長計を確立して利害得失を講ずる根據なきに至らん豈に奇怪ならずや況んや建築改造等の事は眞に無望に屬するに於てをや依之觀之將來北海道集治監の目的や必ず大に變動する所あるべく否仝監の獄制は更に大に從來の方針を改めらるべき機近きにあらんと推測し暫く記して今後所施の如何を待ち他日更に愚見を述るとあるへし兎も角此度の官制に依り集治監の一部たる北海道の仝監をして管轄省を分離せられたるは少とも行政上統一を期するの希望目的を達せんとする點に於て一困難を與へられたる事と思考せらる然れとも仝監は從來集治監中最大監獄隨て仝典獄の俸給亦各集治監に冠たり而て其御本人は所謂我邦のクローチ翁たる價值と名勢は當局間の許すところにして自らも諾了するに充分なる老練家なれば此機を洩用して反て大に爲すへき所あらんと余等は信して疑を容れさるなり請ふ幸ひに健在斯道の爲め老ひて陪々盛んならんむを祈る

●呈新任內相板桓伯書

佐川環

臣環謹額百拜啓して書を新任板桓內相閣下に奉り所思を白す曾て聞く閣下北藩攻戰の際夙に自由民權主義を是認せられ大に慷慨する所ありしと又聞く片岡氏歸朝の際氏の腦裏仝く國家の片影を留めす族を辭し神奈川縣地に住し實業に就かんと確く已に決せるも閣下一言の策勵に遭ひ忽ち回心轉計して政府に事ひたりと是れ環氏に大坂紫雲樓上に開けり又閣下凡そ泰西の新學說尙未た本邦に流布せさる者先つ之を知る是以て東京の學者往々にして落膽すと是れ環閣下の知遇を稟る甫海人士に聞く所なり又閣下民撰議院設立の絕唱を公にし以て官民の耳目を聳動する等凡夫通途の企及すへからさる所を爲す一にして足らす而して高踏勇退二十有餘年實に一日の如く自由の士を統一し漸く地步を進め各黨の未た發見せさる個人主義を先唱して屈滯する所なく千障万難隨て除けは隨て起る是れ高標奇骨超然として俗塵を出て霜に遭ては彌堅く雪を冒して益健閣下不世出の資性希有の操持誠に能く此の如き有るに非らずんば何を以て黨勢を今日に永持せんや環敢て國の爲めに祝し又閣下の爲めに賀せんとす

今や閣下任を內務大臣の顯職に稟く亦以て閣下の爲めに榮と謂はさるを得す是に於て環敢て所思を白す者豈に一身一家の私事ならんや實に天下の公事にして吾邦文明の不備を補充し文明の標幟をして淸淨ならしめんとするにあるのみ然りと雖閣下以て局末の些事となし路視不問に置かは環復た敢て言はんや但怕る吾邦の文明長く其不備を存せんことを

儻して惟れは二十有餘年政務の秩序漸く定り諸政の擧る觀るへき者に乏しからす如何せん所謂長足の進步外國に比類なき速成なるを以て順序の顚倒と創設の遲速とは數の免れさる所にして一併に進行すへき政務

監獄雑誌　第7巻 第4号
矯正図書館

に前後を生し同時に發達すへき事項に遲速の迹あるか如き今日より之を觀れは曾現象上の瑕瑾と謂ふへきに止らす往々不合理の事實を胚胎し大にして之を評せは生命財產名譽に關して輕らさる者あるも當事者未た其非を知らす局外者未た其非を鳴さす故に其非彌長して最も厭苦すへき事態を現起せんとす今にして救治せされは遂に爲す可らさるに至らんのみ閣下の慧眼早く之を見照して爲す所あらんとを望む所以なり」

司法權は何故に然かく長足單進したるか之に反して監獄制度は何を以て此の如く其れ遲々として滯止せるか諸政中司法權程單獨に進行せし者なく司獄權の如く幼稚なる者は非らさるなり裁判官と行刑官と對待均勢權衡平を保つに非られは刑罰執行の一邊より觀察するも尙且穩當適宜なる執行を爲し得さるなり況んや感化の教權其中に存在するに於てをや抑獄舍は純乎たる國家の機關にして司法部は屬する御用の宿屋に非らさるなり司獄官は實に獨立の天職個人の生命を預り財產及名譽を護るの顯官にして他の命令の下に奴せらるへき者に非らさるなり泰西の書を繙さて轉此に感あり

司法部の進行を案するに法權の獨立を明にすると共に判官の地位も亦以て獨立を與ふ盖し其所ならん而して司獄官と監獄とは近年漸く改良の迹整理の實なきに非さるも未た兩者の獨立を認めす却て其現象に於ては外に法令の撿束内に規務の羈絆を增加するあるに似たり是以其名は獄務の進步と稱するも其實を覩すれは未た獨立の地を固むるに及はす環以爲く實に政務上の不備なりと而して其不備を見照する者實に閣下の慧眼あるのみ閣下の慧眼已に之を見照せは之を實行するも亦閣下の權能なること確信せり

若夫れ戰後國事多端なりと謂はんか獄事の改良進步以て先輩國の人士をして日本の行刑に信を置かしむるは善後策中第一主要事項なり是れを措きて何をか先すへきやと而て戰捷以後吾邦の人心忽ちにして小兒に墮す豈に奇ならすや泰西古來戰後の人心粗然るか如しと雖吾邦今日の位地に於て昔時の彼れに倣ふて以て甘心すへけんや嗚呼十九世紀今將さに去らんとす二十世紀の曉遠からすして來らん諸政萬事皆之れか準備たらさるへからす是れ閣下の慧眼以て見照し給ふ所なるか

一因人も天然的には神聖なり

一犯罪は過去の行爲に屬せり現在の肉体其罪を償ひつゝあるも肉体は本來無垢なり

一過去の犯罪を以て未來の人を棄るは文明の制度にあらす

一刑の執行は社會制裁の免るへからさる所なりと雖現今の獄事は執行の一邊に限るへからず

一感化の事業は現今の四人を支配するに於て益本領を擴めさるへからず

夫れ此の如く獄事の社會國家に關る所實に重大にして東洋古來の牢屋思想を以て觀るへからず苟も獄事の改良進步充分に實行せらるれは以て完全なる國家と稱すへきも若し否らさるれば不具なる國家と謂ふへし吾邦獄事未た充分に發達せす故に未た完全なる國家と稱するに足らす尙斯不備を今日に存する所以の者は他なし吾邦人の頭腦東洋の頑想を以て充實しあれはなり數千百載の病根一朝之を除却すること能はさるは是れ止むを得さるなり是以て慧眼なる權能者の出世に遭ふに非らされは望むへき事にあらす嗚呼閣下は眞に是れ慧眼なる權能者にして今や出世其局に當る閣下を措て誰れに求めん斯時を捨て何の時を待たん是れ環敢て所思を白す所以なり閣下其れ採擇せよ謹頓百拜

歐米監獄要錄

○小河君より本會への通信

拜啓時下追々春暖相催候處先以益々御清穆奉賀候次に野生儀不相換瓦全冬學期も不日終了の筈に付き又々往復三週間計りの豫定を以て地方監獄の修學旅行を試み可申見込に有之多少稗益する所も可有之と樂み居り申候先便獄務講習會の事に就き御報申上置き候樣記臆致し居り候に付き餘まり面白くもなきことには候へども引續き今少々御話し申上度く即ち講師の一人たりし「モアビート」典獄チリグース氏は武官（陸軍少佐）出身の司獄官にて年齡正に五十四五初めは會計理事にて後ち典獄に昇進し前後三個所の地方監獄に歷仕して令名あり終に上司の投擲する所となりクロー子翁の跡を繼いで現地位に榮轉す（今を距ること四年前）血ある鐵とは予の氏に綽名せし所にして獨逸司獄官の標本は氏に於て始めて之を見るを得べし鬼の如き惡漢も氏の前には涙を灑ぎ虫の如き怯者も氏に對しては必ず意を强ふす學識に於てはクロー子翁ウヰルト氏等の先輩に降ること固とより數等なりと雖ども實務の上には細大殆んど遺漏せざるものなく能く遇囚の寬急を解し詳かに處務の張弛を知る者氏の如きは蓋し稀れに見る所なるべく予輩後進の實務家として得る所多きは彼れに非らずして寧ろ此にあるべしと信ず氏は固とよりクロー子翁に師事す翁亦た氏を以て無二の股肱となす若し司法省に於けるスタルケ翁の後を繼く者を以て「プレッツエンゼー」典獄ウヰルト氏なりとせば內務省に於けるクロー子翁に繼いで監獄上長官の位置を占むる者蓋し氏を措て他に適任者なかるべしと思はる氏の意見は時にクロー子翁の所見に異るものなきに非らず例へば購求食物の利害に關し翁は絕對的に之を全廢するの然るべきを唱へ氏は全廢の不可なるを抗爭するが如き是れなり尤も絕對的に反對なりと謂ふに非らず頃日內務大臣の下問に對して答へて曰く

購求食物は條件を付して之を廢止するを可とす條件とは何そ曰く拘禁三年を經過したる後に於て行狀方正作業精勵なる者に對して月額五十ペンニヒ凡そ（我廿五錢）を超へざる制限に於てバタ、チース脂肪の類を購求を得せしむること是れなり但し三年以內の者と雖も强役に從事する者に對して加給物を與へ尙は又健康上の必要に由り典獄に於て相當の營養物を附給するの權あらしむるを要す云々

クロー子翁の意見に由れば（第一）所謂購求物と稱するもの今日に於ては旣に一種の贅澤物たるに過ぎず若し囚人營養上の必要より之を許可すべしとならば宜しく一般の食料規定に向て相當の改正を施さゞるべからず然るに現行食料規定は學理及び實驗上十分精密なる調査を遂げたるものにして囚人の健康を保全する上に於て毫も不足する所あるに非らず監獄に贅澤物を許すは刑の眞面目を害するものなりと謂ふべし（第二）工錢給與の第一目的は囚人出獄後の生計に資せんと欲するにあり然るに空しく贅澤物の爲めに之を費消せしむるだに第一の目的に反するのみならず又た囚人をして節制貯蓄の習慣を得せしむるの道に非らず（第三）購求食物は官吏の手數を煩すこと少からず（第四）雜居制監獄に於ては購求食物の弊害を杜絕せんと甚だ難し（第五）一人一個の上より之れを見れば食物購求に費やす所甚だ多からざるが如しと雖も監獄若くは全監獄總体の上より之を見れば其巨額なること驚くべし（最近の調査に依れば普國內務省所轄の全監獄に費す所二万四千八百八十二「マルク」餘なりと云ふ）此に餘まる所を以て之を出獄囚保護の費用に供さば其の得る所蓋し大なるべし

右クロー子翁の意見は多分不日實行せらるゝに至るべく同時に幾分か工錢給與の額をば減少し之れに由つて生ずる餘剩は出獄人保護の費途に供せらるべきことに決定する筈なりと云ふ

內務當局者に於て新たに規則を設け若くは現行規定を改正せんと欲する時は先づ內務大臣の名を以て其大体の可否を全部又は或る指定したる監獄當局の主務者に諮詢するを例とす諮問案には一々極めて詳密なる理由を付し答案また多くは上等司獄官の決議を具して典獄の所見を細述す「モアビート」典獄チリグース氏

の如きは殊に常に細大内務當局者の措置に參畫す是れ蓋し前住クロー子翁の時代に於て翁が兼て内務省樞密官たりし故を以て本省との關係極めて親密なりし遺風の存するものなりと云ふ兎に角本省と實務家との關係斯くの如く圓滑に相接近するは羨むべきが如し

「ドクトル」レーブマン氏は「モアビート」の監獄醫なり殊に精神病學に於て名を知らる多年斯學研究の爲め伊太利に遊學し巴黎に留まること亦た二年餘氏が講習所に於ける「精神病と犯罪人の關係及精神病囚の待遇法」の講義は聽講者をして最も多く發明する所あらしめたり氏常に予に語つて曰く普國監獄に於ける第一の欠點は常置監獄醫なきこと及び監獄醫に適當の人物なきこと即ち是なり適當の人物を得んことは當局者の注意如何に由て必ずしも至難なるに非らず然れども之を監獄に常置せしめんこと到底望むべくして行ふべきに非らず何んとなれば多額の俸給を支辨せざるべからざればなり俸給を吝んで常置監獄醫を設けざるの間は百年終に監獄醫事の改良進歩を見ること至難なりと若し果して此言を事實なりとせば我國の如きは比較的稍々幸福の境遇にあるものなりと謂ふべし然れども予の實見する所を以て之を見れば氏の慷慨する所必ずしも事實ならざるもの〻如し（少くも伯林の監獄に於ては）監獄醫として氏の適當なる得難き人物なるは言ふを俟たず「プレッツエンゼー」に於けるペール氏（氏も亦た講習所に於ける講師の一人たりし人なり）の如き獨り監獄醫としての名家なるのみならず一般治獄の上に於ても「スタルケ」「クロー子」諸氏と比肩して重きをなし其著書監獄衛生刑事人類學等の如き一般學者社會に歡迎せられ官位高く（司法樞密官）民間なた重望あり（普國中央衛生會々長）而かも多年（監獄在勤以來既に三十年餘）監獄衛生に經驗ある身を以て今尚ほ其職務に精勤す健羨の至りに堪ふべけんや斯かる事例は我が國にて既往勿論絶無にして將來また果して之を見るの望みあるや否や「モアビート」に於ける監獄醫の勤務は毎日十一時乃至

二時にして必要に應じ晝夜に拘はらず何時にても出勤するの義務を存す其位置は上等司獄官吏の待遇なりと雖も官吏たる表面の資格を有するなく執務其他の關係事項はすべて双互の契約に由て之を規定す故に平たく言へば單に一個の傭人に過ぎずと言ふも可なり是れ即ち普國治獄法の大欠點として見るべき所にして適當の人物を得るの間は格別のこともなかるべしと雖も苟くも若し人其の宜しきを得ざれば弊害百出終に堪ふべからざるに至るは事理の最も覩易すき所にして若し果して前顯「レーブマン」氏の言を事實ならしめは當國に於ても業に已に其弊を經驗しつ〻あるもの〻如し警戒する所なくんはあるべからず監獄醫の給料は報酬又は手當と稱し俸給と之を區別す「レーブマン」氏の手當は年額三千六百馬克にして本監の外併せて附屬癲狂院の醫務をも唯だ氏一人にて之を擔任す（本監七百人收容監五十人内外の定員）此に比較の爲め他の監獄（モアビート）官吏俸給の年額を併記せんに典獄三千九百馬克（最高額は四千八百馬克にしてクロー子翁在任の頃は此年額を受領せしとなり）會計理事三千五百馬克作業理事二千九百馬克用度理事二千七百馬克書記九百五十馬克教誨師三千六百馬克教師二千百馬克事務看守長千八百馬克授業手千七百二十馬克看守長千五百二十馬克看守九百馬克乃至千五百馬克傭、日額三馬（但し普通官吏は無料官舍若くば官等相當の官舍料を下付せらる）の割合なるを以て一般官吏が平均七八時間内外の劇勞を費やして得る所の俸給に比すれば僅々三時間内外の勤務に由つて得る所の醫師の報酬は頗る優なりと謂はざるを得ず亦た以て當地に於ける醫家の勞力の高價なるを知るべきなり監獄醫は司獄官會議に列席して其の意見を陳述するの權を有すれども必ずしも之れに出席するの義務を有せず然れども「ドクトル」レーブマン氏の如きは必ず毎日規則正しく出席し未だ曾つて一日も欠席したることなし而かも議員中最も多く發言する者は氏にして四人個人的の關係を評悉することと典獄教誨師の精明熱心を以てするも氏に及ばず是れ一は氏の强記なる資性に由ると雖ども抑も亦

矯正図書館

た其の職務に忠實精勵なるの結果ならずんばあらざるなり氏の表面監獄に勤務すべき時間は前記するが如く十一時乃至二時の規定なりと雖とも實際に於ては遲くも十時前後までには必らず出頭し黄昏尚は氏の影を監獄に見ること少なからず診察治療の餘暇を得れば一々自ら各監房を回訪して囚人の健康を査し殊に多く癲狂監に在つて身恰かも看病夫の如き煩勞を厭はずして個々の狂囚を懇遇す「モアビート」監獄に於ける附屬癲狂監をして一般癲狂院の摸範たる名譽を得せしむるに至りたる所以のものは實に氏の力に由る所多しと云ふ附屬癲狂監は今を距る七年前即ち千八百八十八年の創設に係る蓋し當國に於ては囚人にして精神病に罹りたる者あれば行刑を中止し釋放の上之を地方癲狂院に送付するの規定にして地方到る所大概ね該院の設あるが故に實行上敢て差支へなきが如しと雖も罪囚を眞民の病者と接近せしむること穩かならず且つ病囚治癒の上は再び監獄に收禁すべき筈なるを以て自ら特別の取締を施すの必要あるを以て病院の手數も亦た少からず輿論亦た往々にして其不都合を非難するものあるに到り終に政府は監獄附屬癲狂院の必要を感じ漸次之を實行するの手始めとして先づ試驗的に「モアビート」に之を創設し其結果如何を吟味せんと欲せしなりクロー子爵の語る所に由れば斯くの如くにして今や十分滿足なる結果を得たるを以て將來政府は必要に應じ着々之を新設するの方針なりと云ふ而して右（モアビート）の附屬癲狂監に收禁する所の病者は差向き今日の處全國懲役監に生ずる所の者に係り餘さる所はすべて之を地方公設の癲狂院に送付す近着に係る我國の新聞紙を見に衆議院に於て囚人屍体解剖の件、請願委員の許に審議せられたるの事項あり此事果して近昨内務當局者の評議に上りたるの件なりや否や當地に於ては懲役囚に限り其遺骸埋葬費十一馬克餘を遺族より拂はざる者は之を解剖に付するを得るの規定なり然れども既に死する所の者に對し尚は懲役囚禁錮囚云々の區別を立て一は之を解剖に付し一は之を付せざる等の措置をなすは甚だ事体の宜しきを得たるものにあらず學術研究の材料を監獄に仰がんと欲するが如きは抑も人權保護の主旨に戻るの不當の希望なりと謂はざるを得ず屍体の材料を得んと欲せば他に一クラも相當の道あるべし濫んに施療病院等を起すも亦た其一手段なるべきなり我が政府當局者が比年大に囚人の屍体を解剖に付することに對し制限の方針を取られたるは事理の宜しきを得たる所にして今後も亦た飽くまで斯くあらんことを切望す

條件付裁判、監獄作業に對する政府の方針等の件は當地の治獄社會に於ける近時の問題なり後便委細拜陳可仕候敬具

三月五日　　伯林に於て　岳洋生

海外通信

●歐羅巴監獄は如何に進歩しつゝあるか

在米國　一日庵主人

歐羅巴監獄は他邦監獄に比すれば或度に於て異なるを得ず、蓋し歐洲聯邦は國の成立上固有の遺傳あり、且つ習慣あれば從つてその制度の異なるは理の將さに然るべき所なり、然れども米國旅行者として眼孔に影するものはその性質（キャラクター）に於てその標準（スタンダード）に於て稍々同一なるを見るにつけ大に感激する所あり

たり、かく云へばとて何れの歐羅巴監獄も同一にして管理法の如きも多少の差異なしと言ふに非ず、寧ろ一大思想、一大感情（センチメント）に向つて近きつゝありと言ふの優れるに若かざる可し、一大思想、一大感情（アイデア）は即ち世的の思想、感情にして監獄の成立する所以の理は實に社會を防衛するのみならず、犯罪者を改良して社會良民に復歸さするの爲に存在するものなるを現はすものゝ如し、かゝる思想と感情（フィーリング）愈以て同一の點に接近するは恐らくは希望（ホープ）よりも希望の力あることを示めし、犯罪者の處遇は社會を害したる懲罰として復讐するにあらずして彼等在監人を道德的に改良するは即ち監

矯正図書館

獄の本体なることを現はすものなり、然らば犯罪人を處遇する方法に於て多少差異なきを保せずと雖そ の精神に至りては同一なるを見ること最も喜ぶべき次第なり、かゝる徴候は刑學上の進歩と人情主義の發達に歸せさる可らず、而如此進歩は一ッに万國大會議の賜と言はさる可らず、万國大會議の起原は今より二十三年前にして第一回は一千八百七十二年英國ロンドンに、第二回は一千八百七十八年スヴエーデン國ストックホルム府に、第三回は一千八百八十年伊國ローマ府に、第四回は一千八百九十年魯都セントピートルスボルクに、第五回は一千八百九十五年六月佛京パリに開設せられたり、然而苟も刑學上に利害を有するの士は其資格に於ては一個人なると又一國を代表する委員なるとを問はず、或は辯護士、或は立法家、或は牧師、或は教師、或は典獄、或は政府委員等に世界の四隅より會同し大に此問題に關し討議論難するなり、かくして一大運動力は監獄改良に與へられたり、苟も高度の文明を代表する國ならんには監獄管理上若は建築上一大標準、一大思想を承認せさるものなし、進歩の速力は恐怖すへき程にも速にして五十年若くは百年以前犯罪者を拘禁するに最も適當したりし監獄は最早今日もの〻用にたゝぬ最惡の監獄とはなり果てゝ

英國に於て最古き歴史的監獄は一千八百十六年に建設せられたるミルバンク監獄なり、かゝる監獄は第十九世紀文明を代表するに足らざるが爲に破潰せられたり、又伊太利ヴエニス府「リーカル、パレス」の地下にある牢獄（ダンジョン）は歐洲各國の博物館若しくはニウレーンボルグに於て縱覽し得る拷問臺若くは責道具の如く當好奇心を滿足さする爲に存するものにて決して今日の監獄として實用に適するものにあらず、歐洲大陸以太利及其他に於て衛生上假令は空氣の流通、光線の射入、及清潔の條件を充たすに足らさる如き古き監獄ありとせば舊制度より新制度に一轉するの時運未た至らさるが爲めにて苟も歐洲大陸にて新監獄と呼はるゝものは以上の條件を充さゝるもの一もなし、然れとも監獄建築として如何なる建築が最もよく適當するかは未た一定の說なし、如此建築法は管理法の異同及思想の差違によりて必すしも畫一を期する能はず、

歐羅巴に於ては世に所謂 Cellular system（セルラル システム）分房制度と稱する制度に至ては大に嚴正分房を是認するものゝ如し、かるが故にその建築に至りても嚴正分房に適したる方式を取るに至れり、我米國に於ては費府（フィラデルフィア）にある東監獄（イースタンペニテンシアリー）は分房制度の先設監にして今尙該制度は東監獄に行はれ居れり、然れとも該制度は米國一般には決して行はれさるなり、此と反して「オーボルン」制度は米國に始まりて歐羅巴各國是を摸擬したり、米國にて一般に是認せらるゝものは「オーボルン」制度にして稍々近年に發達せし他の一制度は感化監獄制度にてニウヨーク州エルマイラ監獄マサチウセット州コンコルド監獄等はその代表者なり、

「ペンシルヴエニア」制度即嚴正分房制度は入監中は終始囚人相互の交通を遮斷し典獄、教誨師、醫師、及有益なる外來接見者の外は一切交通を嚴禁する者にて、所謂交通を許可するは斷禁するの優れるに若かすとの利を主張するものなり、

此と反して感化監獄制度は Reformatory system（リホームトリー システム）勿論分房は即ち分房なりと雖夜間之を實行し社交的感情を養成するに必要なる交通は却つて之を許可し、奬勵するにあり、エルマイラ、コンコルドの兩監獄に於ては實踐道義學、心理學の各般に於る發達したる精神は大に在監者の改悛上利益あるものなり、かるが故に嚴正分房制度は普通教育、授職教育、生産的作業を在監者に奬勵することにつきては不便利多し万國大會議の輿論は無論壯年以上の罪囚に對しては嚴正分房を奬勵し、惡少年輩には感化制度を見認するにあり、

佛國にては分房及雜居の兩制度を一監獄に幷設せり、その模範とも稱すへきはラーサント（La Sante）監獄是なり、英國にては兩制度共長期刑囚人に適用され而長期刑囚人は雜居制の監獄に昇進するまでには九ケ月間を嚴正分房に服役せさる可らず、

監獄改良家の全然同意する點は即ち嚴正分房を刑事被告人若くは短刑期を地方獄に送りをる罪囚に適用すること是なり、此問題に關して異議を唱道するもの恐くは一人もなかる可し、

我米國にて最も不整頓なるは地方監獄なり Jail system 我地方監獄にては老幼是れ所を一にし、雜居混同の弊遂にその全体を腐敗せすんば休せさる可し、かゝる監獄は即罪惡及不道德の傳染場にて我米國にある地方監獄の多くは此點に關し甚た不滿足なり、歐米にある模範的地方監獄にては在監者互に交通交語

矯正図書館

する如き弊害は斷してあらさるなり、然而刑事被告人として入監する者には任意的作業を科するにあり而短期刑の罪囚には强制的作業を科するなり、作業は監獄則中最も六切なる一要素にして罪囚を改良するに與つて力あるものなり、然るに我米國にては生產的監獄作業を自由作業に毀害あるものとして之を廢棄するの運動大に盛んなるは悲しむ可き徵候なり歐洲にては我米國の如くその運動盛んならずと雖かゝる結果は英國監獄作業をして只官衙の物品のみを製作することに定限せられたり、世界の監獄改良家は(格外の人を除くの外)生產的監獄作業のその區域を狹限せらるゝを見て曰く昔日行はれし猛惡なる拷問苦刑よりも監獄作業の狹限は尙甚しきものにてかゝる運動は野蠻主義の復活なりと言はさる可らず、無論空役蹈車の如は歐洲大陸に廢棄せられたり、然れとも言ふも奇怪なる哉今尙此制度英國に行はれつゝあり、佛英國に行はるゝ空役蹈車は身体上過酷とせられさるこそ不可思議なれ、空役蹈車の作業は在監者の道德上少しの價なきのみならず國家に取りても又無益の業なり、余想ふに歐洲大陸に於て監獄作業としてスウイツツランド國に優るものなし、該國にては受負業は全然廢棄され、作業種類の如きも又多く、而製作品の如きは頗ふる好良なり、作業の方針は在監者をして授職の道になれしめ出獄及此によりて正業に就くの基を開くにありて、注意の周到綿密なること贊嘆に堪へたり、

歐洲監獄の特質の一つとも云ふ可きは在監者に給與工錢を與ふること是なり、該制度は佛、獨、伊、魯、スウエーデン、スウイツツランド、デンマーク、その他各國に實行さるゝものなり、而何れも給與工錢の多寡は製作品の多少によりて差違あり、佛國「メーソンソンツレル」Maison Centrale ot Melun 監獄の如は平均一日の給與工錢は一四人に對し一フランク」七十八「センチムス」即米金三十五仙(我日本の金にして七十錢弱に當る)なり而四人は小買物、被服料、郵券其他の費用に給與工錢の半額を使用し得るなり、勿論何れのものを購求するにも官の許可を得すんはなす能はず、而他の給與工錢半額は出獄の時期まて貯蓄する也、故に三年刑期の四人は五十弗を貯蓄し、四年刑期の者は七十弗、五年刑期のものは九千弗を貯蓄し得るなり、思ふに如斯蓄金を有する四人をして充分管理の道立たさる時は之を浪費する危險なきにあらず、

歐羅巴の諸國に於ては出獄後給與工錢の使用法につきては全く自由に放任されたり、然れとも多數の國にて給與工錢を銀行に預け而して此が管理者たるものは出獄人保護會社の社長此か責任するか若くは其市其町にある市長又は町長之を監督するなり、我米國にては久しき以前より費府在監獄に於ては給與工錢の制行はれたり、曾に在監獄のみならず、ミチソタ、及ウエスコンシン等にも行はれたり、工錢貯蓄の大利益は貯蓄したる一部分の金を以て監中その家族を保護するにあり、ミチソタ、ウエスコンシン及歐洲各國の諸國々に於ては給與工錢の額極めて少なり、

異口同音監獄改良家の大反對を唱ふるは流刑制度是なり、(Transportation)英國は一千八百六十一年該制度を廢棄したり、然に佛蘭西魯西亞は依然として此制度を存せり魯西亞に於ては有名なる刑法學者大に該制度に反對せり歐洲大陸中最も進歩したる監獄改良家は魯西亞にありと云ふ佛國流刑は人情主義に基きたる制度にて該制度は犯罪人をニウカレドニア及ニウギアナに派遣するにあり、而して流刑制度の可否につきては佛國刑法學者は二つに分れ居れり、

歐洲監獄を視察し且つや斯事業に關係する人々に面會せんと欲せは、万國大會議に若くものなかる可し、然して英國及大陸に於る監獄制度の善且つ美を觀察するに至りその効果の顯著なるを曾に立法者慈善家等に期するのみならず、實際監獄を管督する男女の人物の優れたるに歸せすんはある可らず、語を換へて云へば實際監獄を支配する司獄官の人物を通ふして在監人の道德を高むる働にありと云はさる可らず、かゝる事跡に關しては米國も又大に見る可きものあるは吾人の欣喜措く能はさる所なり、然れとも監獄事業が屢々改良家の掌中に陷ることは尤も悲む可き至なり、

出獄人保護事業　歐羅巴邊の監獄事業中看過すべからさるものは出獄人保護事業是なり、我米國は斯事業につきては遙かに背後にありと云はさる可らず、歐洲各國にて最も整頓せる出獄人保護事業はスウイツランド國にあり、同國には十四の保護會あり、而會長は終始出獄人の爲に奔走せり、扶助の方法は金錢を以てせす專に勞働を與へ又は一個人の同情を與ふるにあり、然して出獄人と會長との關係は頗ふる密なるものにして出獄人の放免に先ち會長は個人的

關係を密ならしむる爲に屢々在監者を監獄に訪問するにあり、かゝる運動の効果あることは復犯者の減少するを以て明に知り得可し、

佛蘭西に於ては過去三年間に出獄人保護事業は著しき進歩を爲せり、而同國には五十の出獄人保護會あり英國には九十の保護會あり、歐洲大陸に於る此等出獄人保護會は只一個人の義捐金よりなるのみならず、政府も又大に該會を保護し居れり、

歐洲監獄は勿論我米國より學ひたること多きは明かなる事實なり、殊に感化的監獄制度 Reformatory system につきては今將さに學びつゝあり、雖然吾人も又歐羅巴監獄につき學ふへき點少しとせす其の一二を列擧せば

第一、監獄を統轄する中央權の運轉、第二給與工錢の制度、第三出獄人保護會整理、その他刑學上に關する學ふへき細件少しとせさるなり、（完）

以上譯出せし論文は米國ボストン府牧師サムエルゼーバロス氏が本年十一月三日ボストン新聞に揭載せし論文なり、バ氏は二年前歐羅巴監獄を實く視巡し、本年米國政府より撰拔せられてペリ万國大會議に副會長として歐洲大陸を巡廻し監獄事業を調査せられたり、故に氏の論文は頗ふる憑據するに足るものと信ず、現にバ氏はマサチウセット州出獄人保護會の會長なり、氏は殊更出獄人保護事業に關して精密なる報告を本年米國監獄大會議に提出せられたり、益する所多けれは他日譯出して、讀者諸君の瀏覽に供することある可し、

十一月四日新聞を見るや否筆を執りて之を飜譯す、文辭の拙劣なるは偏に讀者諸君の宥恕を乞はさる可らず、

寄書

●志氣振ふ可し　藤原生

煬煙冥濛天を蔽ひ彈丸雨の如く劍戟天に閃き鐘鼓地を動かし死屍丘を築き鮮血河をなす此時に方り猛進勇闘身を顧みさるものは之れ兵士の志氣にあらすや滿空墨を流かし颶風旋陣怒濤吼哮百雷の如く乍ちにして千丈の山乍ちにして萬仞の壑帆破れ檣挫く此時に方り漫々たる激浪を胃して能く其針を誤らさるものの之れ航海者の志氣にあらすや炎威赫々土焦し石爍するの日熱淋漓塵埃の裡に齷齪し寒風凛烈肌を裂くの候霜雪を蹈むて能く田畝を耕すもの之れ豈農夫の志氣にあらすや、兵士にして此志氣なくんば一敗地に塗れ航海者にして此志氣なくんば彼岸に達するを得す農夫にして此志氣なくんば何れの日か收穫を求めん其他商に於れ工に於れ苟くも志氣なくんだ將た何の用をか爲さん

世人動もすれば看守を目して巡査の下班なりとし看守長を目して警部に劣れりと爲す監獄の何物たるを知らさるもの其言ふ所尚は怨すへしと雖も若し當局者の方針にして亦少なくも如此ならんか監獄の運命實に恃むに足らざるなり試みに地方官々等を案するに司獄官は常に殆んと最劣等に位するもの如く爾り監獄の改善豈望むへけんや夫れとも監獄の事業を經營するには警察はどの人材を要せざるものとなすか警察の事業は監獄の事より困難なりとなすか（範圍の廣狹は姑らく措く）之れ實に余の解する能はざる所にして亦須らく當局者の熟考を望む所なり今又た臺灣總督府地方官々制を見るに竟に又典獄あるを觀ず監獄の事僅かに看守長を以て足れりとなすもの如し世人の監獄を蔑視すること何ぞ此の如く甚しきや、世の獄事家たるもの此間に處して一片慷慨の意心なしとするが何ぞ其無感にして默々の極なるや抑も亦有血の士に乏しきや否、顧ふに我獄事家が優柔不斷の上に眠れること日既に久し知らず獄運の吉凶果して如何を夢ひる

夫れ此の如く幾多の忌はしき事情は今や我獄事社會を圍繞し諸士の志氣は將さに滅して元氣將さに竭きんとす此の時に方り諸士は尚は其志氣を喚發し其元氣を皷舞せんことをなさで却て怯懦の風日に劇しきを加はへ看守は自ら巡査に劣るとなし看守長は自ら警部に讓るものとなし監獄の事業は警察の事業に次くものとして恬然耻つる所なきが如きことあらんか是れ實に社會の活氣を沈滯し停遮せしむるの所以にして獄事の前途亦實に思ひやられたり唯夫れ之を矯正し社會の沈睡を攪破して活動ならしめ暗瞻たる境域を脫して天眞爛漫たる光景を呈せしむるもの唯之れ實務家諸士に非すんば決して爲す能はさる所なり嗟吁諸士よ諸士よ卿若しあらすんば我元氣を奈何せん

然れとも記憶せよ平和の社會には其運動も平和ならさるべからず寧靜なる目的を達せんと欲せば其手段

矯正図書館

も亦寧靜ならさるへからす今日の社會は建設的の時代なり故に其目的を達するの人は必す建設者其人ならん左れは將來諸士の運動は破壞的にあらすして建設的に在り擾亂的にあらすして平和的に在るを知らざるへからさるなり、語を寄す卿等今日の急務は實に其志氣を喚發するにあり卿等今日の急務は實に其元氣を鼓舞するにあり、其前途や遠矣其任や重矣一驟奮起何ぞ其夢を破らざる何ぞ其夢を破らさる』、

●匿名の弊

東洋逸史

獨り監獄雜誌に止らす總て學術に關する雜誌に所見を逞べんと欲せば宜しく責任を明にし努て無責任の弊に陷るなきを要すべきは已に天下具眼の士の識る所にして敢て此に余輩の多辯を俟たす曩に我國斯學の泰斗として敬慕すべき在歐小河滋次郎氏より學會記者への通信を讀一讀せば思ひ半ばに過ぐるものあらん乎而て余輩の監獄雜誌購讀の榮を得る日未だ淺しと雖も惜哉我監獄雜誌亦此匿名の弊に驅られ紙上一片の汚點を存するなきやを疑はざるを得す要するに偶々紙上罵詈讒謗誹謗愚弄等の文字を羅列し讀者をして一讀嘔吐を催ふさしむるも顧つて寄書本人を見れば怙として愧じざる而已ならす反つて得意然たるが如きものあるは主として匿名の弊是れが因由を來たしたるなきを得んや今其一例を擧示せんか先きには遊龍なるもの罵詈讒謗の文字を列ねて識者の笑を買ひ前號又無名の人無遠慮にも愚弄的誹謗を試みたる事を夫れ如斯續々無責任の言論を弄し得意り賢しとなし毫も顧るなきは蓋し匿名の弊是れが一大主因たらざるはなけん而て余輩の尤も奇とすべきは得て誹毀讒謗愚弄に巧なる輩は常に獨立の意見を有するもの少なく徒に人の揚足を取り是れを以て恰も虎兒を得たるが如き忘想を抱くは彼輩の常習とする所にして其根生の野卑なる事彼の無學無識なる車夫馬丁の輩と一般何れか優何れか劣を見分べからざるものあり已に罵詈讒謗に妙を得たる遊龍なるもの以來再び監獄雜誌上寂として聲なきを以ても偶々彼輩の特性如何を證するに足るにあらずや前號無名の愚弄漢是亦遊龍一味の輩に過ぎざるものならん乎

以上は只だ匿名より生ずる弊害の一事例に過ぎざるも此惡弊たる宜しく今日に改良するの策を講ずるにあらずんば其害毒たる終に底止する所なきに至らん余輩小河滋次郎氏の學會への通信を敬讀し益々匿名の非なるに感激し知らず識らず不敬の文字を羅列すに至れり大方諸君幸に之れを恕せよ尚は終りに臨み學會記者足下に一言を呈す記者足下願くば果斷決行以て實名的寄書法に改正せられん事を

●看守部長を監獄官會議に列席せしむるは果して非乎

東洋逸史

今般官吏を登用するに因愛登用時代を去り因能登用時代に當ては我監獄社會に於ても吏員登用の上に大に刷新を加へ已に今日に於ては彼の記姓名的人物輩を一掃し去りたるは斯道の爲め豈に愉絶快絶たる事ならずや而て我監獄社會に於ても尤も煩雜なる職務に當たる處の看守部長任用法の如き從前にあつては徒に年功的老朽の輩を以て其任に當らしゝ然らざれば濫に權門に伺候し阿諛諂佞を以て能事と爲す恰も上官の奴隷たるが如きもの多くは此樞要の地位を得たるあるは永く監獄に衣食するものゝ知る處なるべし然に今日にあつては大に此任用法を改められ（未だ試驗的に因らざるにもせよ）至重の經驗と至貴の學識を有するものにあらざるよりは得て其職任に耐へざる而已ならず其任用法たる亦是れが要求を滿すを以て標準と爲すものゝ如し故に今日の看守部長は昔日の愚鈍物にあらず比較的頁司獄吏たるの價直を有するものなるを以て宜しく獄務上樞要の機關たる監獄官會議に列席せしめ各自懷抱する處の意見を開陳せしめ獄事改良の資料に供せらるゝあらば監獄改良上裨益を與ふるの僅少にあらざることは敢て識者を俟て後に知らざるなり然れども今日の監獄官會議の組織上看守部長を列席せしむるの不穩當なるものあらんか典獄は宜しく主務省に向て組織の變更を求め一日も速に余輩の希望を滿すの策に出でられん事を

●出獄人保護會社設置の必要を論ず

（牢屋の小僧）

以て一簣に欠くとは遷善改過せられたる囚人を社會に復歸せしめ之を保護救援する機關なきが故に小僧は云ふ

抑も國の幼稚にして商工業の發達未だ進歩せさるに當りてや國家は之れが進運擴張を期せんが爲め補助金を下付し以て其奬勵監督を掌る況んや絶て社會の風潮に遠かり身久しく囹圄の裡に拘禁せられたるものにして改過遷善の効顯はれ放免出獄せるの曉に至て之を保護し救助するの機關なくんば何ぞ能く其効

矯正図書館

を奏するを得んや

晩近出獄者の保護救助に就て其必要急務なるを說き或は其方法を論ずるの士續々起る實に爲國家慶賀すべきなり小僧も其必要方法組織に至ては聊か卑見のあるあり請ふ拙辭を演へて世の識者に質さん

株式組織義捐的組織千種萬端の方法中或は其富を得たるものありと雖とも此等の事業の他の普通營利的會社とは全く其趣を異にし出資の額に應して利益の配當を受け役員に給料を仕拂ふ等の事なく其他性質の異なる以上は從て其方法組織は最も充分に深思愼重を要すべきなり況んや惡漢無賴不潔の社會に彷徨せし罪人なるに於てをや

爾來二三の各府縣に於て設置せられ或は共同なるあり或は暗に官設の趣なるものあり宗教家の設立するありと雖とも其能く効を奏するや否に至つては確定の判斷を下す能はざれとも稍々其効益あるを認むるなり此等の機關今後一層其規模を擴張し一の標準を立て以て全國均一の方法を取り或は土地人情に於て多少異るも此等は管理者の臨隨に在て處理し以て營々其業に勉めなば其結果大に見る可き者あらん小僧は奉職猶日淺きを以て監獄の事漸く一二を知り得たるのみなれとも嘗て或る老練なる司獄官に聞く特赦若くは仮出獄に因て放免出監せられ社會に復歸したるもゝの狀行若くは其生活の模樣等調査するに出獄後一時謹愼職業に從事するも間もなく社會の惡事に感染せられ再び犯罪を釀し入監するものあり或は踪跡全く不明なるもの等十中の八九に居ると之れ宜敷考量すべき事にあらずや彼等の出監するに當てや父母親戚若くは故舊により引取られ其保護授助を受け居るも繁雜の社會に復歸し耳目の觸るゝ處感情交々起り善事行ひ難く惡事成し易し終に再犯を釀するに至るの結果を生ず吁夫れ彼在監の時を思へ懲罰的の役業に服するも病めは必ず醫療を受け勤愼作業に勉めは優待を受く此れ何の爲めに然るぞ即ち所謂罪を惡んで其人を惡むざるに由るのみ夫の司獄官を見よ就中彼れ看守を思へ炎熱石を爍すの候寒夜耳を裂くの夜常に規律嚴正なる一定の時間に服務し晝夜間斷なく戒護に餘念なきを或は敎誨師をして道義を說かしめ以て獰猛醜惡の徒をして自然に悔悟の念を起し遷善改過の實を擧くるに孜々勤むる等一々敎擧に暇あらず以上論じ來れは彼れ出獄者をして之を保護し授勤するは實に社會至緊至重の事にして決して輕々に打捨べきものにあらざるなり況んや國家か彼を養ひ彼を遷善せしむるに於ては社會の之を保助するに至當の事なれはなり然らずんば獄事改良の實錢一文にだも値ひせざると謂ふも不可なし興せよや勉めよや矣

●敢て看守諸士に望む

在大分　菊湖生

監獄の改良てふ聲は、幾年の久しき余輩の耳にする處、而して其長き幾多の歲月にわたける、諸般の改良は著しき實跡を見ずと雖も、除々として秩序的改良に没々しつゝあるの今日に當り、諸士が冷淡水の如く、雲煙の眼を過るの感あるは、抑も何の故ぞ、諸士が滿腔の赤熱を注きて、大聲叫呼したりし當時の勇氣は、今や那邊に存するか、諸士は果して今日の現狀を以て、滿足なりと思へる歟、否然らず大に否らざるべし、是等徹々たる改良を以て、曾に滿足と爲す可き而已ならず、百里の長途僅かに一步を進めたるものにして、前途猶遼遠なる、而も行程には困難なる、山河の障碍物累々として、吾人が眼前に横り、斯道の進行を遮らんとするに非ずや、諸士は斯かる難路に當りて、之を排斥するの勇氣なきか、於之余輩の心窃かに怪しむ所以のものは、諸士が喧しく唱道せし、獄事の改良てふ熟語は、屢氣樓的一種の流行辭に非ざるなきかを、然れども諸士は國家的名譽の重任を負へるもの、豈徒らに世の好事家が、一時の放談を以て、快を貪るが如き無責任者に非ざるを知るなり、然らば則ち諸士が今日において、一層の勇氣を皷舞し、天眞爛漫たる彼岸に達するの、覺悟なくして可ならんや、

熱心なる諸士よ、諸士寒風耳を衝く嚴冬も、炎熱地を焦す盛夏も意となさず、鷄鳴に驚かされて樂園の暖夢を破ぶられ、蓐を蹴つて正裝し、腰間三尺秋水を帶びて門に入り、黄昏已に過ぎ日も亦没するの頃に及んで家に歸る、斯く長時間の勤務たる、身は嚴正なる紀律の下に運動して、彼等罪囚の模範となり、戒護に檢束に作業に、其他諸般の煩雜なる事務を執る、噫……思ふて茲に至れば、諸士が責任の重大にして、其煩勞なる蓋し他に非ざるべし、看守の職務も亦困難なるかな、試に去つて監房に臨み、彼等幾十の罪囚が列を正して、靜思沈默せる狀躰を見ば、誰か感慨の極一掬の淚を濺がざるものあらんや、今假りに其罪質を區分せば、國政を是非論議して、

矯正図書館

緒衣を纏ふの政治家もあるべし、或は又一朝の憤怒に、誤つて人を傷けたる少壯者もあるべし、或は學齡の幼童が不知不識の間に、罪を犯し不幸鐵窓場裡に幽せらるゝものあるべし、或は數度刑罰に觸るゝと雖も、改悛の念慮なく、屢々入獄して恥ざるの習慣犯者もあるべし、或は何、或は何と算へ來れば、其罪質の多々なるべきも、要するに皆是れ國家の法網に觸れ、等しく社會の刑罰に處せられたるものに外ならず、諸士は此可憐なる狀躰を見、其胸中を推測せば、如何なる感情か湧出せる、如何にせば彼等の心性を感化遷善して、社會の良民に復歸せしむる事を得るか、彼等が他日出獄の後に之を保護するの方法は如何、犯罪の豫防は如何にせば、之を未發に救ふ事を得るか、罪惡の傳播を遮斷するの良策は如何、懲罰囚の數を減少するの手段は如何、敎誨の目的を貫徹せしむるの法如何、曰く何、曰く……と述べ去り述べ來らば諸士が專心討究を要すべきもの益多し、

犯罪は國家發達の上において、最も恐るべき一種の病毒なるを知る、而して是を救濟根治せしむるものは、則ち彼等を遇御する處の、直接戒護官其人に非すして誰ぞや、諸士が双肩に擔へる責任の、重且大なる事夫れ斯の如し、然るに世には腰掛け的職を奉じ、平々凡々として敢て意に介せざるものありと聞く、若し夫れ是をして果して信ありとせば、余輩は鼓を鳴して其瀆職を攻むるに躊躇せざるなり、噫……全國幾千の看守諸士よ、諸士前途有望なる斯業の爲めに、百難を排斥し倒れて而して後止むの、勇氣を振われんことを、豈に徒らに花に眠るの時にあらざるなり、聊か管見を吐露して諸士が三省を仰がんとす

●別房留置人に就て

高知　支署　監獄小僧

本誌前號の紙上別房留置措置に就てゝう雜報記者足下の高說に關して小僧わ眞實同意を表するものなり而して小僧わ雪隱の隅や園の隈を掃除するの役目にして毎へす旦那のれ目玉を食らう斗りなれば何とかして甘き否な幸らき屁理窟を幷へ立て一度わ旦那に天晴れ小僧も出かした屁理窟を幷へ立る腦味噌を備へたるかと褒詞に預るか叱からゝかの一にあることわ覺悟の前にも摑む所のなき無形ながらも屁理窟を幷べ立る所あんとす

一寸の虫も五分の魂とやら博愛可憐の情を有するわ自然道義なり彼の主刑滿了後別房に留置せらるゝ者程世に可憐の者わ又とあらざるへし是等自業自得の結果なるへしと雖も既に主刑滿了し只刑法附則第三十二條及第三十三條に抵觸し其監視期間獄裡に呻吟するに至りてわ實に小僧わ憫然の情に堪へさるものなり

寄るに家なく食ふに糧なく滿期の曉監門を出れは漂浪忽ち再犯の憂ひあるものは留置せさるを得さるなり是れ等の者にして故舊朋友等より監視引受を乞ふ者あらは其引受人の身元に就ひて嚴格なる取調へをなさす直に交附せんことを主張するものなり今夫れ是等親類を有するものにして監視執行を肯せざるものわらんにわ典獄わ警察町村役場の手を借らず強ひて監視執行を勸誘するこそ却て道理に叶ひたるものなるへく其の親類緣者にして德義の何たるを解するものならんにわ怙として知らさる者あらんや

彼監視者既に住宅を構へ而して玆に到る道遠くして旅費の資なきもの、如きわ豫め領置貨物を調査し其價格を有する物品わ本人を勸誘して公賣せしむへし善し其價格なきものに至りてわ慈惠費を以てするも可なるへし

是れを要するに監獄取調へに際し本人の口供を咀嚼覈考し其口供事實なりと信する以上わさしさしびし解放せしむへきなり彼監視者の住所引取者の身元等に關し警察署或わ町村役場等へ照會し其正確を得んとせは別房留置者わ監獄に充滿し更に別房留置監を健築するに非んば獄舍も爲めに狹隘を感するに至るへし噫果して玆に至れは貴重の監獄費は彼等別房留置の爲めに毫害せらるへし只に毫害せらるのみならす監獄司計に於ても將た德惡感化の點に於ても許るさゝる所なり

識者乞ふ毫しく沈思熟考せよ此の獄務統一を斗る今日に甲乙監獄に於て甲わ別房留置者少なくして乙わ多しと云ふ現像を來たす所以は夫れ那邊にあるや畢竟するに當該吏の監視取調べに方り其粗密如何に因るのみなり

嗚呼無住宅無資力の故を以て其監視期間別房に留置し附加刑滿限に至り森嚴なる門を出るに及んでや親族知己の寄るなく飢餓忽ち喉に迫り茫々たる浮浪の者爲且つ再犯の愁ひなきを得へき歟玆に至れは小僧

矯正図書館

は實に愴然長大息たらずんばあらざるなり當局者倍々深く鑒みずんばあるべからざるなり

小僧わ雪隱の隅や園庭の隈を掃除する都度落花の翩々として衣袂を襲ふ度毎に只胸裡に浮遊するものは慈愛てう一片の赤心のみ今や鳥歌ひ花笑ひ櫻花猶馥香を贈る好時節に於て日夜叱咤鐵棚に檢束するを思へは涙あるものわ小僧と同意を表するなるへし

彼等をして故園の妻子を想わしめよ彼等をして故園の知己朋友を思わしめよ彼の可憐の小女は三々五々野邊に出て喜々花を摘み我子の散策するを見せしめたらんには彼れ惡漢と雖も亦多情の動物なり曷そ一片の血淚を落さゞらんや

吁々東洋に於て第二のエリサベスフライの再出するに非んば到底小僧の目的を達し得さる歟吁

●時感

寒極立番生

余や淺學寡聞未だ本誌を利用し討議辯難斯業に益せしむるを識らず唯だ默々看過敢て諸君の高教を仰くの外なし然るに今や余に一の感動を與え頗る意氣を鬪す慨然疲腕を揮し鈍腦を叩き澁筆を弄し以て諸君の一笑を買はんと欲す余輩は性來過激の質小心翼々喃々頭を垂れて謝するを知ず唯だ有主を尊ひ乾然として正々の陣を布き鏘然として堂々風波を凌ぎ確乎不拔の勇を鼓し一身を犧牲に供し以て其職責を盡さんと欲する而已然とも社會の風潮時としては奇形を呈し軟弱にして用られ强硬にして撲せられ虛僞にして信せられ信實にして疎せらる之れ即ち塞翁の嘆あらしむる處あり蓋弊の弊たる所以ならんか之れ敢て快男子の屈する所ならんや夫れ危きに望て倍々固く難きに當て彌々硬なるもの之れ余輩之宿志たるのみ試みに今余輩か境遇を序せば獄舍の一隅三尺の軒下に佇立し空々徒々亦爲すなき甞て聞く獄務の要は犯罪者をして懲瑟感化せしめ人性本善之德を挽回せしむるにありと苟も職を司獄に奉する者誰か此の至大の名譽光輝ある直接戒護の責任を負はずして獨り自から不動の姿勢を保ち立番するをのみ之れ欲する者あらんや識者を俟たざるも推知するに難からざるなり余輩も又感情動物之種屬たり單に直立不動歩哨の責に當ると雖も銳々たる眼光を放て能く內情を照せば豈に肝に銘し魂に徹するものなしとせんや蓋し之れ趨勢の否不才不能の然らしむる處焉ぞ嘆ずるに足らんや吾人は躬に身を獄務に委するや千危百難固より悟する處誤てば即ち益々謹勉精勵し陳せられれば彌々精研琢磨し唯だ治獄の經緯をして脫せざらしめんことを之れ恐る〳〵而已徹々たる冷遇余輩亦何をか憂へん朝に雲務を霄ふて東天將に曉ならんとするの機近かるへきは余輩の信して疑ざる處なり益に千挫不屈精神を鼓舞し以て大に決する處あり

余今や直接的樞務に盡す能はずとせば間接的筆戰を以て百難を排し万障を破り以て本然の責務を全し精勵の功を積み之が光輝をして大に局外に發揚せんと欲する者なり望むらくは編者は余が爲に勞を厭り識者は余か爲めに高敎を垂れ幸に余輩をして司獄層下の一卒たらしめよ

誰か呼ぶ監獄改良獄務進步の聲囂々として甚だ高しと雖も改良の實効を收めんと欲せば宜く之か基礎をして强固ならしむざる可んや否其人をして精撰せざる可からず如何に指揮命令嚴密其當を得るも分課分掌其圖に當るも之が直接執行者をして其當を失せしめば何かせん獄舍の構造華麗善美なりと雖も隔離分禁亦自在なりと雖も奚ぞ獄事神体をして徹せしむるとを得んや苟も獄務改良進步を企圖し下に有爲之堪能者をして多からしめんと欲せば須く人物精撰を怠る可からす上班の黨陶愛遇たる凡そ宜きを得ば下班たる者何ぞ亦侮意を弄し誠忠を欠くものあらんや必らず言下奉行水の如く手足の運用をして毫も遺憾なからしめん然れとも監督明を欠き表面的規定に違背せざる如く假飾するも其の裏面に至ては能ふ限りの勞逸を窃み忠誠を盡すの氣慨なく切實職に斃る〳〵の精神を缺く唯だ諾々として上官の歡心を得るを之れ努め鼠々縮々として叱責をのみ之れ恐るの徒を反て登用に重きを措かしむる如きとあらば斯業の基礎腐敗し何の日か改良之實を擧げ亦何の日か犯罪の學校たる醜評をして地を掃ふに至らしむるとを得んや豈に深く鑒みざる可んや

改良之要素夫れ人物精撰に在り假飾的腦力を作用するの徒は豈遽く擯斥せざる可んや凡そ人に敏と不敏とありと雖も苟も其職に當り意銳撓まず剛氣屈せず切實的腦力を熱注すれば亦得る易きにあらんや宜く慷慨の士を近く重用せざる可んや腦に忠誠之氣を充溢し腹に慷慨の熱血あらしめざれは獄事の基礎强固ならしめんと欲すれとも得す改良實蹟をして收めんとするも能はざるなり之れ所謂名士も凡夫に劣り駿馬も駑馬に如かざるべし豈愼まざる可んや聊か茲に所感を識るす而已

監獄雑誌　第7巻 第4号
矯正図書館

問答

●應答

○前號第十四項　東洋逸史

余輩は徹頭徹尾不届生の意見に賛同を表し第一説に因るの正當なるを信ずるに後刑の執行に移り進行しつゝある場合に當り俄然特別監視執行中なる事發露し假出獄停止の申渡しあらんか現に進行しつゝある後刑の執行を停止し前刑の期滿を執行し其刑の終るを待ち後刑執行濟に係る幾分の日數を扣除し執行するの正當なる事は不届生の意見の如し是れ余輩の第一説則ち二月廿日の重禁錮を執行すべしと云ふ説に賛同を表する意見の大要なりとす

○仝上　Y　H　生

余は第一説を以て正當の執行と確信す

○仝上　慷慨生

本問は前刑の輕重定後の有無等明瞭を欠くと雖后刑を中斷して前刑を執行すると云ふにあるを以て前刑即ち假出獄中の刑名は重輕懲役に係る場合と假定して今茲に論斷せんと欲す

抑刑の執行方法は其効力既往に及ふや否や曰く既往に及ぼすへからす何となれは輕罪と重罪と又輕罪中にても定役囚と不定役囚或は刑期の長短等に因り其處遇上寛嚴の度を異にするを以て自ら犯者の利害に關係を生すること例へは工錢給與の割合の如きを以て見るも明かなり故に余は第一説に同情を表するものにして刑法九十五條を正等に解すれは又然らさるを得さるなり第二説の如きは筆刀の俗吏が徒らに刑期計算上珠算の繁を省かんとするより生するものにして刑の執行順序に依らさる不法の見解と云ふも敢て誣言にあらさるへし要するに本問の如きは極めて簡明なる問題なるを以て復た贅々せす

○仝上　淵月庵　主人

余は第一説を可とす

○仝上　詰法生

第一説を正當と考ふ

○仝上　廢眠　主人

第一説は最も能く法理に適したるものゝ確信す

○仝上　阿房究

本問は第一項を以て執行の順序を得たる者と思考す

○仝上　在廣陵　東海逸史

前號紙上第拾四項不届生の質疑問題は第壹説の如く前刑滿期の後續て執行すへき者なりとす

○前號第十五項　東海逸史

囚人處罰中は假令ひ入浴定日に相當せるも決して沐浴を許す穩當ならさるを信せり何となれは彼等一朝獄則違反の結果遂に處罰せらるゝの止むを得さるに到りたるものなれは如何に入浴定日相當すれはとて一般非罰囚人仝樣に入浴せしむるときは懲罰の効果を失墜するの嫌ひなき能はす然りと雖長日月間處罰せらるゝものに在りて身体を沐浴せしめさるときは衛生上に害あることは誰人に於ても認識する所なり之れ本問の紙上に見はるゝ所以ならん乎果して然らは如何せは懲罰の効果を失墜せすして衛生上有害ならさるや逸史之を考ふるに入浴の定日に於て手拭を湯にて濕し而して身体を拭はしむれは處罰の効果を失せすして衛生上害なきを信せり靜顔生以て如何と爲すや

○仝上　Y　H　生

監獄則の正面より論するときは無論入浴せしむへき者なるへしと雖も之を懲罰の性質及効力の點より觀察せは入浴せしめさるの可なるを覺ゆ

○仝上　阿房究

阿房は消極的論者にして無論入浴日に相當せしむるも入浴せしめさるを最も懲罰實行の主義を貫徹せし者と思料す

○仝上　東洋逸史

囚人の處罰執行中に係るものは其處罰の如何に拘らす沐浴を禁するの是なるを信す故に假令屋禁處罰の如き期間長きに渉るものなりと雖も衛生の許す限りは沐浴を禁止し普通の囚人と待遇を異にし以て懲罰の嚴格にして侵すへからさるものなる事を知らしめさるへからす然るに彼の知明の士信濃深洲君の如きは監獄雜誌第拾二號の紙上に於て東海逸史に答ふて う題下に論ずらく中略屋禁に至つては少しく考慮せさるへからす其長期二ヶ月間入浴せさるに於ては衛生上有害なる可し故に減食暗室二罰に至つては斷然入浴を禁すへし獨り屋禁に至つては監獄構造の模樣により他囚と相接し相通聲し得さらしむる尤も靜寂の方法を以て入浴せしめなば懲罰の効力を薄らく處なき而已ならす云々と結論し深く入りを禁するの不

矯正図書館

可なるを認めらるゝもの〳〵如し是れ余輩と大に其所見を異にする處にして今假りに彼我の意見を遇囚上より論定する時は溪洲君の如きは所謂立憲治下の司獄官にして余輩は苛酷なる野蠻時代の獄吏に似たるありと論評する人もあらんかなれども余輩とて濫に昔日に行れたる苛虐の遇囚法を好むものにあらず此に余輩の沐浴を禁ずべしと云ふに至ては少しく理由の存するあり今暫らく其大要を述べん

夫れ苟くも社會に害毒を流し其結果監獄に拘禁せられ人類に至重至貴なる天賦の自由を剝奪し嚴正なる刑罰執行中なるにも拘らず尙ほ謹愼悔悟の色なく獄則を犯し重き屏禁處罰に處せられたるもの〳〵如きは所謂階級的冷遇を加へ彼れが心根の非なるを矯正するは蓋し治獄の術を得たるものにはあらざるが溪洲君の如き屏禁長期二ケ月間入浴を禁せば大に衛生に害あるもの〳〵如く認めらるゝは此は之れ君が一片の杞憂には過ぎざるが否君が監獄衛生に重きを置かるゝの厚きを感せずんばあるべからず然り然るも余輩の如き神經家は常に遇囚法を論ずるや感先づ社會細民の狀態に及ぶ請ふ論者活眼を放て我國多數細民の有樣を見られよ家は以て能く雨露を凌ぐに足るか衣は以て能く寒暑を防ぐに足るか食は以て能く饑渴を醫するに足るが妻子路頭に迷ふも如何とも亦た之れを救ふに道なきの狀態にはあらずや嗚呼是等不幸なる多數の細民は如何にして能く攝生清潔等の衛生法を完全に實行する事を得べきや考之思之時は彼れ囚入にして一月至乃二月の入浴を爲し不能る何かあらんや毫も自由刑を變じて体刑生命刑に變せしむるが如き衛生上至大の關係なき而已ならず懲罰其物の性質上普通囚人と同じく入浴を許すの不可なる事は已に賢明なる司獄官諸氏の認めらるゝ處なるべし問者赧顏生の如きも余輩と感を同じうするの論考にはあらざるか如何

○前號第十六項　東洋逸史

本題は事稀有に屬する而已ならず我國の狀態より論究する時は寧ろ女性にして流刑に處せらるゝものなきを斷言せずんばあらず故に余輩は刑法及び監獄則に女性に對する流刑の措置に關する規定を設けざりしは當時の立法者の卑見として偏に感嘆措く能はざるなり然り然れ共將來女性にして流刑に處せらるゝもの生出するありとせんか頁し刑法監獄則俱に其正條を置かざるも徒刑と同じく內地の監獄に拘禁するの精神なる事は當時の立法者の意見なりしならんとは之れを推測するに難からざる事なるべし思ふに今日の如く流刑廢止の聲嘖々として遠く彼岸より達するの時に當ては本題の如き果して之れを深究するの價直を存するや否彼の流刑廢止論者中有名なるメッヘリン氏の如きは曰く文明を以て自ら許するす所の者其同胞中の最惡最醜の者を驅つて之を桃花流水無垢清淨の別天地に放遣す果して所謂文明的道德の旨趣に適するものと謂ふを得べきと余輩一度メ氏の意見を伺ふや流刑の二字口自ら言ふを欲せず爲めに舌滑問者の感情を害したるやも知るべからず請ふ問者幸に之を恕せられよ

廢眠主人

本問を判定する左の如し

判定

流刑に處せられたる者は總て島地に發遣せさる可らず從て其刑者の婦女たると男子たるとを論せさるなり

理由

出題者は曰く徒刑の婦女は特に地方監獄に於て執行する法の精神よりすれは流刑の婦女も亦た地方監獄に於て執行せさる可らす云云と

然り誤謬の淺見を以てすれは或は出題者の意見の如くならむ然れとも之れ正鵠を失したるものたるを免れす蓋し此二者各理由異なれはなり則ち徒刑に處せられたる婦女を地方監獄に於て執行する法條の理由を流刑の婦女に對して適用するを得さるなり何となれは法律か國事犯者を流刑として島地に貶謫するの目的は主として人口稠密の都會より遠け以て再擧を圖る策を爲す能はさらしめむか爲めなり從て其刑者の男女を問はさるなり然るに若し流刑に處せられたる者婦女たるの故を以て之を島地に發遣せさらん乎婦女と雖も或は再擧を起す策をなす恐なしとせす爰に於て法律は流刑の場合には徒刑の時に於ける第十八條の如き規定を特に設けさりしなり故に其男たると女たるとを論せす苟も流刑に處せられたる者なれは總て島地に發遣せさる可らす

Y　H　生

○仝上

流刑の婦女を島地に發遣するは徒らに字義に拘泥するの故にあらす即ち流刑囚の如きは例令婦女と雖も之か犯罪に關し要位を占め樞機に參與し所謂腦力の働きを爲したる者なれは之を島地に發遣し本囚及之

か黨與者をして再擧の念を杜絶せしむるに在る者にして徒刑の婦女の如きは普通犯即ち常事犯者なれは流刑の婦女の如き危險の憂なきにより內地監獄に於て之か刑罰の執行を爲すものならん

○仝上　東海逸史

國事犯と非國事犯なることを問はす婦女なるときは流刑の二字に泥拘せすして刑法第拾八條の明文に據り內地の監獄に於て刑の執行を爲し發遣せさるものとす

○仝上　阿房究

流刑の二字に泥拘して發遣するにあらす簡單に其理由を答へん婦女と雖も流刑に處せられたる者彼の破廉耻極る常事犯四と仝一の監獄に起臥せしむるの不隱當なると國事犯の心情は甚だ害惡ならざるを常とす却て社會の洪福を希圖するの熱心より誤て社會の擾亂を忘るゝ者なり故に內地に於ては是れが爲め或は公衆の團結以て如何なる大事を喚起するやも計り難きより島地に發遣し男囚と仝しく籠窓の下に孤坐せしめ徐に其懷抱する主義の非理なるを悟らしめ又能く社會の擾騷を絶定するを得へきなり夫れ國事犯の罪は前述へたるが如く多少公衆の利益を謀らんとするに原因する志想に於ては男女の區別あらざるとの考より立法者の流刑に對する婦女をも島地に發遣せしむる者と考ふ問者御明論あらば敎授を乞ふ

○前號第十七項　東洋逸史

余輩は識者にあらずと雖も假出獄中假令無意の犯罪に屬するも當然假出獄を停止すべきものならんと信ず而して其理由とする所徒に法文の重輕罪の文字に拘泥し斯く斷定するものにあらず余輩の然か信ずる所以のものは他なし假出獄中に係るものは宜しく國法を恪守し故意と無意とを問はす國法の禁令を犯さざる覺悟あるを要す故に眞し失火罪の如き其の所爲無意にして所謂一時の過失に出でたるものとするも注意の足らざるの責は之を免る不能若し夫れ其責を免ること能はざらんか相當の刑罰を科せらるゝの不得止るに至る此場合に當り其所爲過失なり宜しく不問に措くべしとせば如何にして能く假出獄者に對する取締の周到を期する事を得べきや實に法の單に重輕罪と記し時に除外例を設けざるの理由豈に夫れ所以なきにあらざるなり

○仝上　漏月庵主人

斷定

假出獄中有意罪を犯したる時にあらされは其出獄を停止せす

事由

抑も假出獄中重輕罪を犯したる時は其出獄を停止すへきものなることは法條の明記する所なり故に苟くも重罪輕罪を犯したる以上は其犯罪の有意なると將た又た無意なるとを論せす其出獄を停止すへきものなるか如し然れとも是れ徒らに文字に拘泥したる議論にして法條の精神を正鵠に解したるものと謂ふを得す何者元來立法者か假出獄の制度を設けたるは囚徒の悛改復善を促すか爲めなり故に獄則を謹守し改悛の狀ある囚徒にあらされは假出獄を許さゝるなり然るに其出獄中更に有意の罪を犯したる時は未た其は者悛改せるもの復善せるものなりとするを得す從て法律か假出獄を許したる理由爰に滑滅するを以て其出獄を停止すへきものなること當然の事なり

然れとも其犯罪にして無意ならむか此假出獄を許したる理由毫末も滑滅せさるあり蓋し悛改遷善の者も時に或は過失なしとせす然るに其過失にして過ち法條に該當することあるも其者の故意若くは惡意を以ていないたるにあらすして單に不注意より起發したるに過ぎさるへし然らは此者を稱して未た改悛に至らさるもの善に復せさるものと謂ふを得さるへし從て假出獄中無意罪を犯すも其出獄を停止する理由毫も存せざるなり

○仝上　阿房究

阿房は之れか答案を試みん元無來意犯なる者は刑法第七十七條に規定したり然れとも第一項末段に曰く「但し法律規則に於て別に罪を定めたる者は此限りにあらす」と一の例外を規定したる所以のものは何ぞや余の考察によれば之れを罰するの必要ありて然るなり彼の過失殺や失火罪の如きは人の生命を絶ち巨萬の財產を燒燼す是れ危害の點より云へは極めて重大なるを以て其害を防止するには勢ひ刑罰の制裁を付して各人非常の注意を喚起すれば能く之れを未發に防くの効驗を奏し且刑罰の必要を見るにより立法者は此の末項を設けたる者なりと斷言して不可なきなり果して然らば刑法第八條輕罪の主刑を規定したる中單に罰金のみを以て輕罪主刑の一に加へり是れ監獄則施行細則第廿七條を適用し假出獄を停止するは理の尤も看易きもの何の疑かあらん然れとも茲に注意すへき要點あり何そや刑法第四百九條に規定

監獄雜誌　第7巻 第4号

矯正図書館

しあるが如く「人の家屋財産を燒燬したる者」云々とあり故に自己の家屋財産のみを燒失したるのみにては本條の問ふ處にあらず從て假出獄停止する能はざる者と考ふ

○仝上　　Y　H　生

彼の法文に重罪輕罪とは所謂禁錮以上の刑を指すの謂ひたして失火罪の如き無意犯をも包含せしむるの意にあらず故に失火罪の如き者に對しては出獄を停止すべき者にあらざるべし徒らに文字に拘泥して岐路に徨彷するよりは寧ろ法意を探究して可なり

○前號第十八項　　東　洋　逸　史

凡そ監獄に於て囚人をして役業に從事せしむるや整然たる紀律周到なる督勵の下に營々刻苦以て懲戒の苦痛を感せしめざるべからず而して此事たる單に定役囚而已に止らず無定役囚にして請願服役するものに對しても宜しく定役囚に則り嚴に督勵を加へ孜々忽々業務に從事し之に慣熟せしむるの指針を執らざるべからず已に我國斯學の泰斗小河滋次郎氏曰く無定役囚及び刑事被告人自ら作業を爲さんと請ふときは科程を定めて之を許可するを要す普國に於ては任意的作業には科程を定めず予輩は是種の作業と雖ども整理上及び規律上科程を定むるの必要且つ便利なるを信ず

と

宴に至言と謂ふべし余輩當に小河氏の意見に敬服するもの定役囚と無定役囚とを問はず苟くも監獄の作業に從事せしむるものは作業督勵の上に於て之を區別するの必要なきものと認む請ふ問者以て如何と爲す

○仝上　　Y　H　生

督勵上定役囚と區別するは當然なるも志願服役したる以上は勉めて之を精勵せしむるの注意なかるへからず

○前號第十九項　　Y　H　生

盲人に對しては素とより恰當の役業あるなし然とも紙撚繩撚麻糸撚等の如き感應を以て爲し能ふ役業を指定するは蓋し良法ならん

○仝上　　東　洋　逸　史

如何に個人的科程の旨義に迷醉する論者なりと雖も按摩を業とするものは監獄に於て按摩を營なしむべしとは餘も言はざるに故に問題の如き醫師の診定上雖壯なりと斷按を下だされんか典獄は宜しく適當の業種を撰擇し之に科せざるべからず而して醫師如何に強

壯なりと診定するも尤盲目たる廢疾者に係るを以て其業種を撰擇するに當てや典獄は宜しく愼重の注意を加へ盲人にして爲し能ふべきを標準とし其作業を撰ざるべからず而して現行施行細則第四十三條の規定及び特に内務大臣の認可を得たる業種中に就き之を撰定するの困難は困難なりと雖も余輩の見を以てせば監獄に於て如何なる墨塊否愚鈍物と雖も之を營むに易き彼の藺工の輕役に服さしむるが如きは尤も其當を得たる者ならんか若し地方により藺工の設けなき監獄に於ては盲人にして爲し能ふべきを標準とし典獄に於て撰擇以て相當の作業を科するより外道勿る可し問者にして若し按摩其物に科するの作業に就き良思按もあらば幸に教示を吝む勿れ

○前號第二十項　　東　洋　逸　史

看守は刑法第百九十條により處分すべきものと信ず何んとなれば問題の事實に因れば逃走を覺りたるも故意に囚人を逃走せしめたるものと認むる事不能ればなり而して本題の如き卑怯未練の看守は恐らく我日本の監獄に存在せざる處のものにして彼の豚尾漢の看守にてもありつらんか如何に囚徒の驅幹長大にして敵對すべからざるの實況ありたるにもせよ若くも護送の任に當り囚徒の逃走するを袖手傍觀して逋捕せざるが如き自己の職責如何を顧ざるも亦甚だしと云はざるべからず余輩素より日本魂を有する日本帝國の看守にして如斯怯懦の看守ありとは既往と未來とを問はず決して之れ勿るべき事を斷言するに躊躇せずと雖も凡そ看守たるものは事あるの機に臨んでは宜しく自己の職責を重じ一身を犧牲に供して以て國家の爲めに盡す決心勿るべからず然らざれば遂に本題の如き見苦しき汚名を千歳に流して亦雪ぐの機なきに至る余輩憤慨の餘知らず問題外に走る問者幸に叱咤する事勿れ

○仝上　　Y　H　生

囚徒逃走せんとするを覺知しながら其當るへからざるを妄想し袖手逃走せしめたる如きは無論刑事上の制裁を加ふへき者なり

○仝上　　淵　月　庵　主　人

本問に付ては左の決定を爲さゝる可らず

決　定

看守の所爲は刑法上何等の制裁なく唯た懲戒例に因て罰せらるゝのみなり

理　由

蓋し刑法上何等の正條なければなり或は刑法第百四十八條を適用せむとする說者あらむ然れとも元來全條は刑法第百五條（敎唆罪）の變例にして囚徒逃走の敎唆者を罰する法條なり換言すれは故意を以て逃走の意なき囚徒を敎唆して逃走せしめたる看守者或は護送者を罰する條項なりとす從て若し囚徒の逃走にして末遂なるときは決して之を罰せす何となれは第百四十八條に囚徒を逃走せしめたるもの云々とあれはなり然るに本問の如き場合に於ける看守は故意を以て逃走の意なきものをして逃走せしめたるものにあらすして只た單に囚徒か逃走するを默過したるに過きす然らは第百四十八條に該當せさるものたること當然なり故に本問の看守は刑法上毫も責任なし然れとも懲戒例に因て罰せらるゝは論議を要せさることなり

○前號第二十一項　Y H 生

端書郵便たりとも廢止すへき者にあらす

○仝上　東洋逸史

余輩差入端書郵便廢止の果斷決行を我監獄當局の士に望むや久し然り然とも未だ斷行せらるゝの機運に達せさるは寔に以て遺憾の極なりとす而して余輩の端書郵便差入の廢止を切望するや左の最大必要條件の存するあるを以てなり

一社交的書信を許すの主義に反すること

夫れ囚人に（此項暫らく刑事被告人は例外に置く）書信を許するす旨趣たるや已に當事者の識るが如く嚴なる自由刑を執行するに當ては宜しく裡面に於て社會的善交を奬め以て彼れ囚人をして改悛感化道を開かしめさるへからす然るに此好目的を達せんとするに能く端書を以て盡す事を得へきや否余輩は實驗上一片の端書は以て社會的善交を奬むるの價直なきものならん事を看破せり是れ端書廢止を主張する一理由なりとす

一囚人保護の道を徹底し不能ること

我國今日の如く濫に刑餘の輩を嫌忌し未だ出獄人保護事業の周到ならさるの時代に當ては監獄たるもの宜しく囚人を保護するに單に在監中に限るが如き狹隘の見を有するなく彼れ囚人が出獄后に於けるも尙は之に相當の保護を與ふるの覺悟勿るへからす故に書信封筒の如きも事寔に小に似たりと雖も宜しく注意を加へ一見囚人の書信たる事を社會の人に向て知らしめさるの方法に因るへきも尤も囚人を保護するの上に於て必要的事柄に屬す然るに郵便端書の書信は以て此眞方法を用ゆる不能是れ端書郵便に對する一の欠點たるなきを得んや

一書信檢閱に支障あること

書信檢閱は典獄大權の一に屬す故に如何なる場合に於ても典獄自ら檢閱を遂け苟くも他の屬僚に委するが如き事なきを要す是れ信書の秘密を侵すは法律上獨り典獄に與へられたる權能に屬すればなり大日本帝國憲法第二十六條に曰く

日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さゝることなし

已に日本臣民は我憲法に於て信書の秘密を擔保せられたるにも拘らす囚人たる身分は法律上信書秘密の特權を奪はゝれ蓋し刑罰主義の要求する處亦如何とも爲す不能るなり夫れ如斯重き信書の秘密を侵すの權能たるや囚人に對しては獨り典獄の掌握する處に係るを以て典獄は宜しく愼重の注意を用ひ苟くも此大權を他の屬僚に委するが如き事勿らんを要するは豈に至當至然の事ならすや況んや書信を檢閱するに當ては絶妙の神通力を有するものにあらさるよりは檢閱の實効を期し難き者あるに於ておや而して書信檢閱の周到を期せんか此に一定の書信紙を用ゆるの得策なる事は已に司獄當局者の是認せらるゝものゝ如し夫れ果して然りとせんか簡略的郵便端書の使用を禁するの必要を感するや亦大なる者ありとす」以上三條件は單に囚人の書信に郵便端書を用ゆるの不可なるの大要を述べたるに過ぎす而て余輩の如き常に眞し囚人と雖も信書秘密の原則に從ひ是を侵すの區域を縮少するが爲めに獨逸的囚人自ら封入し典獄に捧呈するの方法を執るは書信保護上尤も宜しきを得たるものと信認するものにあつては速に郵便端書の差入を廢し是を使用するの道を壅塞するの眞策たるを知る尙は刑事被告人に就ては余輩他に卑見を有す他日を俟つて詳論せんと欲す

○前號第二十二項　東洋逸史

本項に就き卑見を陳々せんか再び在南海の明士漂浪漁史の叱責を蒙むるやも知るへからすと雖も已に問題として揭げられたるに至ては豈一言の辯なくして可ならんや請ふ漁史幸に余輩の强情を咎むる勿れ本項は犯罪發覺の地の違警罪目に因り處分するものと信す例之彼の乞丐の如き慣習犯にして東京市街を徘徊する數旬なるも東京に於ては遂に犯罪發覺の機なくして終り續て千葉縣に轉じ其犯罪發覺したりと

矯正図書館

せんか宜しく千葉縣の違警罪に因り之を處分せざるべからざると一般彼の機續犯罪に就ても然り犯罪發覺の地は則ち其地警察取締規則に違犯し其地方の寧靜を害したるの罪柄焉見るべきものあるを以て當然犯罪發覺地の違警罪目に因つて處分するものとす

●質疑

○第二十三項　東洋逸史

一監署に於て在監人の親屬故舊を確實に知るの便法ありや若し便法ありとせば敢て敎示を乞ふ

○第廿四項

一同監したる在監人へは親屬と故舊とを問はず一切の差入物品及び書信の受授を禁ずるの可否

○第廿五項

一小使を工場へ出入せしむるの可否

○第二十六項　立番生

水火風災其他の事變に際し在監人救護するの手立て無きときは之を解放すべし蓋し解放せられたる者は二十四時間內に監署若くは警察署に其旨届出べしと監獄施行細則第九條に明文あり若し爰に右二十四時間を經過して申出たる者ありと仮定せば之れ逃走罪を以て論ずるや否や

○第二十七項　Y H 生

爰に實母の喪に遭ひたる免役囚あり之か免役中一日を經て（即ち免役の二日目）實父二日を過ぎ養父死亡の報知有し時（死亡は明瞭にして毫も疑ひなき場合）は實母の免役三日を終りたる後更に實父及養父に對する各三日宛の免役を與ふへき者歟或は通算免役せしむへき者歟監獄則の精神如何詳細なる解答を望む

○第二十八項　阿房究

看守或は巡査に賄賂を送り因て警固を粗ならしめ囚徒の逃走を助けたるものは刑法上如何なる制裁かある博識諸君の御明斷を乞ふ

○第二十九項　阿房究

携帶兒のある女囚犯則したる時は單身女囚と仝樣處分するや若し處分する能はずとせば其方法如何

雜錄

●請負作業に就き客言

U S 生

偶々客あり余輩に說て曰く元來監獄作業には官司業受負業の二種あることは苟も監獄思想を有するもの

ゝ既に知悉する所にして今新たに予（客自から云ふ以下仝し）の贅言を待たざる所、然り而して官司業は文字に明かなるか如く作業の採擇收支監獄夫れ自身の計算に立つものなれは其施設の如き將た工錢料定法の如き殆んと一定の標準の存するものあり典獄の職權內に於て興廢、增減するの自由ある勿論なるにも拘はらず獨り受負業に限り各地從來の取扱振り區々に出て歸一せざるもの〻如し、就中或る二三の監獄の如きは受負業に限り許否の當初に膺つて囚人傭役願なるものを出願者より差出さしめ（傭役願書には傭工錢表をも添付せしむるを以て通例とす）當局主任者に於て作業の性質及び工錢の適否等をも審査考覈の上典獄の裁決を經て府縣會常置委員に諮問濟の上知事の採否を決するを以て通例とせるか如し、或は甚しきは常置委員に於て許否の權あるかの如く作業の適否及び傭工錢上に迄容喙し或は工錢額を修正することあり當局者亦た其意を向ふるか如く一も二もなく之を遵行するものあるに似たり、是等は最も然るべからざるものにして典獄自から自己の職權內に屬するものを常置委員に附議する者にして云は〻自己の權能を抛擲し他人の容喙を願ざるものと云ふも敢て不可なきを信す、或は他方より觀察すれは議政者の同情を需め、好意を表せしむるの一方便たるか如しと雖も予は典獄の斯く自己の權能を棄て〻迄）議政者の歡心を求むるの必要あるを認めざるのみならず、寧ろ典獄自から自己の手腕を掣肘せしむるの嫌ひあり、將來治獄上に大影響を及ぼすの端緒を開くものと云ふも決して誣言にあらざるを信す、去れは右等の弊は此際成るへく除却し官制法規の範圍內に於て自己の職權は飽く迄之を遂行するの勇氣果斷あらんことを希望す云々と、余輩も又曾て此種に類似の府縣あるを識認するものにして轉々窘蹙せること久し故に余輩は客の此言に對しては唯々然り然り余輩も爾かく考慮せりと答ふ至茲客は百尺竿頭話頭を進めて說逃すらく受負作業許否に就ては幸ひに皐見に同意の案を得て大に人意を強ふする者ありと雖も尙ほ茲に一の疑惑あり高見如何と冒頭を措き又手又從來各地の扱振を見るに受負作業許可の曉に至り監署即ち典獄と受負者との間に雙方契約樣のものを締結し受負者より契約書を徵收すると同時に一方に於ては典獄自から自己の署名捺印したる同文の證書一通を受負者に交付すること〻なれるか如し、是等も全く其謂きなきものと云

べし何となれば茲に所謂受負業と云ふ名稱は大に語弊あり今日の受負業は眞に監署が作業を受負ふものにあざるは勿論總て受負者の損益計算を以て囚人を貸與し作業に使役するに過すして寧ろ囚人貸渡と云ふの穩かなるに若かざるなり、又今日現に各地に施行しつゝある實況より見るも許否の權は專ら典獄の意中にありて該作業適否を熟慮考案し既に出願を許可するとするも出願者は萬事万端監獄法規指定の範圍内に於て典獄命令の下に於て、服從せざるべからざる性質を有するは勿論、糸毫の私事も其間に挾むべからざるは素より識者を待て後に知るを要せざるなり、去れば之を稱して契約と云ふ既に不可、況んや私人の間に慣用する雙務契約類似の如く契約書樣の交換を要せざること素より將に疑を存せざる所なり、故に予は出願許可の曉に囚人借受人より請書を徵するを以て充分なりと信せり、最も該請書には傭工錢明記も必要なるは勿論、他日監獄の爲め服行せしむべき種々の服從命令も登載せしめ遵奉の義務を負はしむるも素より將に必要なる正當の手續なるべしと信ず云云と疎鬚を撚し頗る得意なるか如し要之に客の此言たる余輩の徹頭徹尾同意を表する所にして寧ろ從來の取扱振りの不當なるを斷言せんとす、然るに今日尙ほ右等の如く取扱の區々に出て一定せざるは從來受負作業（余輩は客言の如く囚人貸渡業と云はんと欲す）に關する取扱上に付き其筋々何等の規定なきの遺憾に屬する者なることを思惟せり、監督官廳に於も是等の點に充分講究せらるゝ所あり片時も早く此種に關する規程を設けられん事こそ余輩の希望なれ、志願なれ當局有司以て如何となす付言從來の受負作業（囚人貸渡）に就き傭工錢の立定は曰く製作何々一個工錢何程、曰く一反工錢何程と定むるものあり又は囚人、一人此傭工錢何程と云ふか如く是又各地區々一定せざるのみならず、或は甚しきは一監獄内に在つても甲業は前說を取りて乙業は後者に依れるあるか如し、余輩の見を以てすれば前者は素より採用の價値なきものにして乙業こそ囚人貸渡の性質に恰當せるものあることを確信して敢て疑はさる所なり而して其理由の如きは本誌既に揭載を經たることあり再び茲に贅せす讀者幸に諒せよ

瘋癲者の刑事上に於ける責任

（承前）

前項の說明として今英吉利國の法律を取り聊か述ふる所あらんとす抑も英吉利國に在りては瘋癲に關する法律上に於ける學說の歷史は之を三期に區別して論ずるを可とす然り而して此三期中の各期は恰も現時の瘋癲に關する法律家の說が前年代の醫術上の敎育より發生し來りたるが如く一時の凡俗的信仰より來りたる所の特質を帶ふるものとす

余輩が惡魔時代と稱する所の最初の時代は法律上の目的に關して「リツトルトン」氏を以て與り而して「ロルト、マンスヒールド」氏に到りて其終りを告くるものとす抑も當時に在りては瘋癲たる所以を主張して罪を免れんとするは殆んど總ての事情の下に於て容赦せられさりし所なりしなり彼の「サー、マッシユー、ヘール」氏は嘗て謂て曰く英吉利國の法律に依れは此等の缺點を理由として何人たりと雖も自己の所爲の責任を免れ得へきものに非すと然るに一千七百六十七年に於て「ロルト、マンスヒールド」氏は往時に遡り論述して曰く世人の言傳ふる所に依れば從來我國の法律上に至りては我所爲を犯したる場合に於て之を無効となさんが爲めに發狂を理由とし依て以て其罪を免れんことは何人も能くする所に非すとの格言ありしと云へり更に換言すれは何人たりとも發狂中に爲したる所爲に對し其責任を免るゝこと能はすと云ふに在り何となれば若し彼にし眞に發狂者なりとせば彼が其發狂時間内に至りて爲したる總ての所爲を記憶し能はさるへけれはなりと、然り而して「ロルト、マンスヒールド」氏は斯る說が法律上に於て近頃一般に擯斥せられたるを見て大に欣ひたりと云へり

第二期の間に至りてのは彼の不幸なる發狂者は較々善良なる地位に置かれたるものと云ふ可きなり此時に當りて「ボルトン」氏鬱憂病解剖論中に於て勤勉以て論述せる所謂惡魔說なるものは一層實實的なる病理學に照らされて既に消滅に歸したり而して仁愛的に傾ける此所爲は普通法の學者より激烈なる反對を受けたりと雖も是より余輩が俗に所謂野獸時代と稱する時代は開始を覩るに到れり此に於てか可憐の發狂者は最早惡魔に襲はれたるものなりと想像せられざる事とはなれり然り而して若し彼にして全く辨別心を喪失し居りたること及び彼の所爲に對し禽獸と均しく全然無責任なりし旨を彼の爲めに證明することを得ば瘋癲たるを理由として辯解することを許容せられたりき、嘗て「ロルト、マンスヒールド」氏は

矯正図書館

倫敦のチヤンバーレインの審問に於て左の如く云へり、發彼中に於て何事の在りしやを彼か記臆し能はさりと雖も面かも彼は將さに左の如く申立つることを得へきものとす若し彼にして斯かる所爲を爲したりしとせば其は發狂時間内ならさるへからす何となれば彼は以前若くは爾后斯の如きを行はさりしものなればなりと然るに又一千八百年に到り「ヘッド、フヒールド」の訴件に於て「ロルト、エルスキン」氏は論して曰く大狀師は疑もなく最も尊重せられたる所の法律先例を論據とし隙遽して謂らく凡そ人をして刑法上の責任より免れしめんには犯罪者其人が辨別心を全然喪失せさる可からすと主張せられたりと第三期は則ち十九世紀を以て開始とす此期に在りては仁愛の勢力愈々盛大なるを極めたりしかば天下の事物皆之に服從するに到れり然り而して此仁愛の勢力たる夙に「ピール」（「ピール」は佛國有名の癲狂醫なり）「ペンヂヤミン」「フランクリン」及「チューク」等の諸氏にして癲癇者の狀態を改良せんが爲めに大に其力を致さしめ終に一千八百十五年に到り懲治場（懲治場とは癲癇者の如きものか罪を犯したるときこれを留置する所なり）の管理法を一般に研究するに至れり是に於てか法律家は嫌々ながらも癲狂者に對し左の事項を許容することゝはなれり其事たるや癲癇者と雖も一個の人たる以上は良し癲癇者たりとも人の禽獸に異なる所以の總ての點を全く剝奪せらるゝ無かるへきは勿論尚且彼等の所爲に對して無責任なるへしと決定せらるゝことこれなり

責任の新標準なる正邪辨別識の有無は今を去ること八十年以前に在りて「ロルト、ケンイヨン」氏及「チューク」氏に依て業に既に表明せられたりと雖も而も此標準が重ものゝ勢力を得たる所以のものは主として上院より彼等判官に回付せる五個の疑問に對し判官の提出せし答案に基くものなりとす（但し此場合に於て唯一個の例外の存するある而已）然り而して上院が此事に出てたるは一千八百四十三年に「ドラモンモンド」氏を射撃したる所爲に對し「ダニエル、エム、ノーテン」氏が癲癇たるの故を以て赦免せられたる事件に關係せる者なり、蓋し五個の疑問中の第二問及第三問に對し判事諸氏の確答に於て提出せられたる法律上の規則は左の如し、凡そ癲癇を理由として其所爲に對する責任を免れんには明かに左の事實を證明せすんはある可からす、被告は其犯行の當時心性の疾病よりして彼が爲しつゝありし所爲の性質を了知せさりし程辨別心を缺欠し居りたる時に犯したる事、若又後にして其犯す所の所爲の性質を了知し居りしとするも其心性の疾病の爲めに所爲の惡事たりしを了知せさる程辨別心を喪失し居りたるの間に犯したること即是なり然り而して判事「バイレス」氏は一層明瞭に此意を陳述せられたり其言に曰く彼（即ち被告）は彼か何を爲しつゝありしやを了知せしや而して若し之を了知せしとするも彼は彼自身が惡事を行ひつゝありし由を了知せしやと、然り而して其第四問は左の如し、若し一個人にして現在の事實に關し發狂的の誘惑を受け其結果として犯罪を行ひたるものなりとせば彼は之が爲めに赦免せらるへきや然るに此疑問に對し判事諸氏は一同に被告は精神健全なる人の如く等しき責任を負擔すへきものなりとの意見を發表せられたり　（以下次號）

◎巡査看守給助例の解釋に就て

霞堂主人

明治十五年太政官第四十一號達巡査看守給助例第七條に祭祀料一奉職一年未滿にして死亡する者は一時金拾圓より少からす拾五圓より多からさる額を給すへきも一奉職一年以上にして死亡する者は一時金拾五圓より少からす二十圓より多からさる額を給すへきの旨を規定せり而して其一奉職一年以上一年毎に金參圓より少からす五圓より多からさる額を增給すとあるにより今假りに同條の金額を拾五圓及一年毎に四圓を增給すと定めたりとせんに實際之を支給するに當り左の問題を生せり看守某勤續滿三ケ年餘にして死亡したり之に對する祭祀料若干を支給すへきや

或る論者は一時金拾五圓に對する一年を引去り殘る二年に對する增給八圓と合せて貳拾參圓を支給すへしと云ふも余は其說に服する能はさるを以て左に卑見を陳述す

論者の說は惟ふに本條の文意を同第二條に所謂滿五年以上にして退職する者は云々とある意味の如く解釋したるものならん然れとも第二條には明かに滿五年以上とあるも本條には反て一年未滿にして死亡する者は一時金若干を給す滿一年以上毎に金若干を增給すとの明文あるにより假令一日奉職して死亡するも一時金拾圓乃至拾五圓を支給せさるを得す然らは某の如く滿三年餘勤續して死亡したる場合に在ては其三ケ年に對する金額則ち九圓乃至拾五圓を增給すへきは勿論なるを以て本問題に對しては一時金拾五圓と滿三ケ年分則ち拾貳圓の增給とを合せて金貳拾

矯正図書館

七圖を支給すへきものなりと思料す實際家の意見果して如何

●故前田大阪府典獄の碑文を讀む

在大阪　洋々散士

鶴満寺は大阪市を去ること數町にして長柄にあり長柄は古昔長柄長者又長柄の人橋等の古跡あるのみならず殊に鶴満寺は彼岸櫻を以て其の名高し快春の候に至れば老幼男女皆爰に遊ぶ散士も偶一日の閑を得たるを以て一瓢を携へ觀花の快を貪る庭園廣潤にして獨り彼岸櫻のみならず桃李其の他百花爛熳たり而して庭園に數個の碑文あり中に人目の最も觸れ易き吃然たるものあり是れ即ち曩の大阪府典獄前田素志君の碑文なり散士は嘗て君を知るものなり今や此の碑文を見て轉々暗然滂淚を催し世の常なきを感じたり依て爰に原漢文なれども譯して世の諸君に示さんと欲す

●前田素志君の碑

海軍中將正三位勳一等子爵仁禮景範篆額

君諱は盛武素志と稱す幼名は勘之丞大隅國姶良郡加治木村の人にして前田氏世籍は鹿兒島藩祖諱は盛苗考諱は盛擧君は其の長子たり叔父盛虎の遂に其家に養ふ所となり明治戊辰の役君加治木小銃隊に編入して東上し遂に會津征討の師に從ひ日光道より進む九月四日關山の嶮擧を抜き若松城に薄り力戰して功あり奥羽戡定の後東京に凱旋す功を賞して金若干を賜はる既にして藩に歸り三等の軍功賞典祿を賜はる明年本藩常備隊に編入し加治木三番小隊小頭となる四年近衛兵補闕の選にあたりて東上す期滿て還り二人口の俸を賜はる此の年鄉校の教員となる九年職を罷めて東京に至り四等巡査となり明年二等に陞る十一年警部試補に任ず是の年車駕北陸東海の諸縣を巡幸す君警部補を以て扈從す勞を賞して金を賜ふ明年琉球藩に差遣す十四年警部に任と石川福井德島熊本等の諸縣を歷任し鹿兒島縣薩刈始良等の四郡長に轉と尋で罷められ復熊本縣警部に任と典獄に遷る二十三年大阪府典獄となり本府屬及び監獄書記に轉と尋で復典獄となり奏任官五等に班し從七位に叙せらる君身を武職に起し勵精勤幼終始一の如く官に曠務無く處理秩然至る處職を稱せらる屢々賞を受く二十六年十二月十二日病を以て歿す享年四十三大阪府下長柄墓域に葬る蓋前田氏子女四人嫡子豊彦

明治廿八年七月正四位勳四等文學博士重野安繹撰

●看守の病氣醫療法

醫學士

（看守をして常に強健ならしめよ）

近事物の進歩は駸々乎として旭日東天に昇るの姿なり中に就き醫術の進歩ほど驚くべきものはあらさるなり今や吾邦の醫術は西歐の醫術に優るなしとするも又決して劣ることなきなり北里博士は彈煙稍雨の間に黒死病因を探る如何なる惡疫も最早抵抗するの氣力なく四百四病は袖を聯ねて我國域を脫せんとす此時に當り獨り尚ほ頑然として去らさるもの否之を驅逐する能はさるもの之を看守の病氣とす其種類四あり眞正病事故病不平病怠慢病是なり

眞正病は今更彼是物するの要はなきなり事故病亦之れ已むを得さるなり只不平病怠慢症、に至りては須らく研究するの必要を見る

凡そ疾病は自己の衛生を怠ると又外物との關係より發生するものにして不平症亦其衛生を怠るの結果なりとは云へ其最も重もなる病因は主として外物的關係に存するものなり而して不平症の黴菌は最も有爲の康健体に宿るを常とし天候不順の時に於て最も其病勢を逞ふす之を醫するの法は唯夫れ主治醫の匙加減一ツに在るのみ一度び醫せば一騎は以て祿々千の無病者に當る主治醫たるもの宜しく加療して以て彼有爲の本性を伸張せしめさるへけんや之に反して怠慢病に在りては毫も外物的關係を有するに非す專ら自己の不攝生に原因するものなれば如何なる妙藥を盛るも到底愈し難きものに屬す此病氣は季節の如何を撰はす常に各地に流行し容易に慢性となる然かも傳染性たり北里博士も或は匙を投し玉はん若かずやし〳〵避病院に送るに在り然るに今の醫家たるもの不平症を治するに急にして怠慢病を待つに寛なるは是豈施術の宜きを得たるものならんや

監獄彙報

臺灣島の監獄則

臺灣島の監獄制度は可成内地の監獄則に依り囚徒の苦役及び監禁等を爲す筈にて其司獄官の如きも悉く内地の各獄監に從事せるものより採用する都合の由なれども何分風俗人情の異る地に直に内地の監獄則を其儘實施する事は不都合なるを以て先づ當分は内地の監獄則を標準として總ての事務取扱を爲さしむるものなりと云ふ

（日本）

●臺灣監獄署の新設

臺灣には是迄完全なる監獄署の設けなかりしが總督府民政局警保課

矯正図書館

員川上親晴、佐倉孫三兩氏の歸京の上過般來種々取調中なりし處既に諸般の準備も整理したるを以て愈よ同島中臺北、臺南、基隆、新竹、宜蘭、彰化、淡水、恒春、埔裏社、雲林、嘉義、鳳山、安平の十四ヶ所に新設する事に決し目下同看守長及び書記二十八名看守九十名を募集中なりと云ふ（讀賣新聞）

●條約改正と刑法と監獄則

諸外國との條約改正は既に過半訂了し最も困難なりし佛國との改正條約も閣議の承認に依りて結了することなりたるを以て刑法改正會議は法權上の關係より是非とも來期議會迄に改正案を調了せしめんとの事が取調に取り急ぎ居りたる結果已に草案も脫稿し今は只だ文字上の修正を剩すのみとはなりぬ尙ほ此の如く條約改正上の關係は刑法の改正を促したると共に之と同時に刑の執行則なる監獄則をも改正せざる可らざるやの云ふ迄もなき事なれ共今回の改正刑法案中には從來監獄則中に規定せし刑の執行則を規定する條々多々なるを以て刑法改正案通過の時に於て調査改正するにあらざれば憲併に歸するの恐れあり故に本則の改正調査は刑法改正以後に於てせらるべしと云ふ然れども監獄行政の均一と別房制主義とは既に各國監獄制の是認する所となり居ることなれば今回の典獄會議は主として斯議を計畫する筈なりと（日本）

●英人の監獄一覽

目下來遊中の英國下院議員ペケットポ、インターの兩氏は昨日頭本總理大臣秘書官の先導にて巢鴨監獄を一覽せしが兩氏とも意外に我國監獄の整頓せるに感じ特に嘆稱せしは囚人の各自就業せる樣其顏色の恰々として憂愁の狀なき更に囚人と見えず身に獄衣を纏ひ居ればこう囚人なれど通常の服裝ならしめば殆んど世間一般の工場と異なる所なく其他監房の清潔なる病室の手當の行屆けるが如き英國に於ても殆んど見る能はざる所なりと云ひしとぞ（東京朝日新聞）

●監獄內傳染病豫防規則改正

傳染病豫防規則は愈々改正せらるゝ事なるが是れと同時に監獄內傳染病豫防規則を改正する由にて來る廿五日に開かるる可き典獄會議には右改正規則に就て諮詢する所ある可しといふ（東京新聞）

●獄中の大學者

北米コンチネイカット州の監獄にデヴイスと云へる終身禁獄の囚徒あり今より十四年前入牢せし時は全く文盲なりし處或る宣教師が牢內にてシエーキスピヤの講義をなすを聞き始て讀書に志し辛ふじて字母を覺ゑしより非常の刻苦を忍び獨學にて書物を讀み得るやうになりしが其の始て手に入れしはシエーキスピヤの文集にて其の後二六時中之を手離す事なく研究に研究を重ねシエーキスピヤに聽けては今日米國中一流の學者となりイエール大學の學生など時々牢獄を訪ふて益を請ふとぞ（讀賣新聞）

●死刑の新機械

米國オハヨー州の或る官吏が案出せる死刑の新機械は鋼鐵製の面にして自由に屈伸し得るものなり之を罪人の頭に被らせ牘て實行の時來るや猿て裝置せる機關を一轉すれば開き居たるもの非常の勢を以て收縮して直線となり立ろに頭を碎く可し發明者の說明に此機械を用ふれば罪人に毫も苦痛を覺ゑしめずして容易に死刑に行ふを得べしと云ふ（時事新報）

●囚徒の俳句

北海道集治監の囚徒春日藤吉は現に繫囚の身なから悔悟してふかく基督教を奉じ頗る篤信の敎徒となれり 社員原胤昭はさきに同監の敎誨戒師たりし縁故により書を贈りやりしに返書の末に一句あり 覺悟してあらむ繪太の露の道（每日新聞）

●愛知縣出獄人保護會

該會の評議員萩倉氏は事務擴張の爲過日尾張海東郡役所に出張し北川郡長等の贊成を得て歸名の途次佛眞村に立寄り同村の有力家木下文吾外數氏の贊成を得運動の結果頗る宜敷かりしを以て猶近日各郡をも巡回する由 名古屋市（扶桑新聞）

●新內務大臣の監獄巡視

板垣新內務大臣の人權を重んぜらるゝ其の平生の言行以て之を徵すべく其の博愛心の光に國閭なる活地獄の底をも照らさるゝなり昨朝偶ま社員の內務大臣へ面會せし者ありしに大臣は監獄巡視に就て其の意旨を述べられたるが今其の要領を擧げんに卿も警察の事は復雜機微にして一朝に之を調査すべきにあらざるも監獄の事は一部に局して比較的觀察し易きものあり且つ監獄の如きは殆んど本省の裏町とも云ふべき塲所にて未だ前任大臣の巡視せしことも聞かざる樣なれば余は先づ監獄の巡視を第一着としたる次第なり扨て巢鴨の監獄は新式の溝造に係り衛生上の注意の如きは流石に至れり盡くせりと雖た小菅の囚徒中には多少容貌陰惡の者を見受けたるが殊に憫然に感ぜしは未成丁の放火犯なり此の少年は必ず老賊の爲めに唆がされしものなるべく思ほるに又た一体に再犯の多きは甚た憂慮すべき傾向にて何とか感化的工夫はとなきやと目下其の勘考中なり食料の事に就ては種々の議論あれど今は先づ囚徒の体量を試驗せんと思ふなり扨て典獄なる職掌は一種專門の業にて多少心理の感則をも心得ねばならず歐洲にては學者の自ら好て其職に就く事もありと聞く近日の典獄會議には余も臨席して親しく實問を要する條項あり云々以上談話の要領は亦以て新內務大臣が頗る其意を獄制に致さるゝの一斑を知るに足れり 因に記す一昨日大臣に隨行せし人々の中には三輪新縣治局長も加はり居られしと

●仙人秘書官と暗室

栗原新任秘書官を人呼んで仙人秘書官と云ふ其の煙火の氣を食はず物外に超然たるの風骨あるを以てのみ一昨日監獄を廻りし時の事とか同秘書官は試みに暗室に入り獄吏をして暫く其戶を閉鎖せしめしがやがて例の如く笑を帶び出て來りイヤ暗い〳〵非常に暗いぞと流石の仙人も地獄の經驗には少しく辟易の体に見えしと（東京新聞）

●正誤

本誌第七卷第二號監獄彙報欄內（囚人紙を以て牢を破る）と題する記事は事實無根の由に付茲に正誤す

矯正図書館

雜報

●典獄諮問會の概況

典獄諮問會は四月廿六日午前九時より內務省議事室に於て開かれたり當日は召集初日の事とて本會議準備の爲め小野田警保局長の演說ありたり而して今回出席の各典獄諸氏の姓名を列記せは左の如し

東京集治監典獄	長屋又輔	千葉縣典獄	隔山利吉郎
宮城集治監典獄	小泉保直	茨城縣典獄	柿木原政澄
三池集治監典獄	菅井誠美	栃木縣典獄	白倉通倫
警視廳典獄	山下房親	奈良縣典獄	八木秀太郎
京都府典獄	六角耕雲	三重縣典獄	新妻駒五郎
大坂府典獄	小林三郎	愛知縣典獄	千頭正澄
神奈川縣典獄	若山茂雄	靜岡縣典獄	福田純一
兵庫縣典獄	櫻井高尙	山梨縣典獄	井上眞平
長崎縣典獄	山室元吉	滋賀縣典獄	樋口一成
新潟縣典獄	千石學	岐阜縣典獄（病氣）代理	紀野維益
埼玉縣典獄（缺員）代理	南波俊夫	長野縣典獄	五十嵐小彌太
群馬縣典獄	福原三藏	宮城縣典獄	山崎德義
岡山縣典獄	西村茂範	福島縣典獄	小野木源次郎
廣島縣典獄	眞木喬	岩手縣典獄	小林清一
山口縣典獄	岡野正諄	青森縣典獄	神代澤身
和歌山縣典獄	松江重久	山形縣典獄	小林孝義
德島縣典獄	甲斐秀成	秋田縣典獄	增村嘉則
香川縣典獄	藤澤正啓	福井縣典獄	高木正謙
愛媛縣典獄（病氣）代理	神野忠武	富山縣典獄（當時欠員）代理	山口精一
高知縣典獄	神谷彥太郎	鳥取縣典獄	堀內久保
福岡縣典獄	木戶麟	島根縣典獄	山上義雄
大分縣典獄	矢部太一郎		
佐賀縣典獄	坂口兼貢		
熊本縣典獄	小池浩輔		
宮崎縣典獄	河俣敬幹		
鹿兒島縣典獄	鈴木和助		
沖繩縣典獄	長谷川信綱		

本會議の會頭は小野田警保局長自から之に當られ有松內務書記官及び浦監獄課長は番外席に就き說明の勞を採られたり元來本諮問會は文字の如く內務大臣より監獄の統治上に關する實務に付き當局者の意見を諮詢せられたるものに過ぎされは議事は可成其要を摘み從來實驗の手續及び利不利を論するに過ぎざるものなれは敢て會議体の表決を取らす要するに實務上の意見を徵せられたるに止まれる由、而て余輩の拙に踵め讀者に御斷りするは本會議問の事項たるや素より公開の會議にあらざれば其諮問按の如き余輩得て之を窺ひ知るを得すと雖も揣摩臆測し議事の概況を報することゝせり讀者幸に諒せよ

尙ほ當日は兼て配付せられたる諮問事項の內日表月報、統計表の樣式取調等の爲め左の委員を會頭より指名せられたり

○日表月表調查委員

長屋東京集治監典獄　隔山千葉縣典獄
山崎宮城縣典獄　眞木廣島縣典獄
矢部大分縣典獄

○統計表調查委員

菅井三池集治監典獄　山下警視廳典獄
新妻三重縣典獄　西村岡山縣典獄
神谷高知縣典獄

四月廿七日、內務大臣板垣伯閣下は松岡內務次官、小野田警保局長、有松內務書記官等を從へ議場に出席し左の演說ありたり

本會は例に依て諸君を召集して今日開くのであり

矯正図書館

ますが隨て諮問すべき事指示すべき事も多々ありますす特に本大臣は新に當職に就きましたので聊か獄政に就て意見を述べたいともありますす諸君は即ち刑罰を執行せらるゝの局に當られるのである凡そ犯罪ほど世に憎むべきものはない又犯罪人ほど世に憫れなるものはないと思ふのでありますす彼等は人生の幸福は社會の賜であつて先人の生みし者であると云ふ總ての恩義を捨てゝ社會を害し同胞を殘ひ彼等は親戚に悲歎を感せしめ剩へ良民の負擔を重くし囚人となつて厄介物となると思へば憎んで尙ほ餘りあるものであると思ふのでありますす又一方より觀察すれば人は交際の動物として生れて來たものであれば必ず性は善にして先天より此惡事を爲すと定まりしとはあるべきものでないと思ふのでありますす唯彼れは智德の足らざる所より不幸に陷り貧困に苦み或は他人の誘惑等種々の境遇に依て身を誤まり遂に習性となりて惡事增長致したものであつて彼の慈悲深き兩親を捨て最愛の妻子に別れ其他總て人性自由の快樂と言ものを棄はれ痛苦訴ふる所なき身となりしものと思へは誠に懷然の至りであると言ざるを得ぬのでありますす故に獄政は囚徒を懲戒すると同時に之を改善するの途を取らなければならぬのであります聞く所に依りますると再犯以上の者が七分を占めて居ると言ふことであるして見れは未だ獄政其宜きを得たとは言へないのでありますす諸君は此難局に當られて居るのである本大臣は惟ふに此職務は社會の裏面に在て他の刺擊制裁を受くることが少なく敎して窮苦訴ふるなきの囚人を相手とするものであれば博愛慈善人にあらずんば好結果を見ることは出來ぬと思ふのでありますす故に本大臣は諸君の職務に最も重きを置くのでありますす典獄の職は能く自重し自任して久きに堪へて經驗を積んで爲すに非ざるよりは善き功績を見ることは出來ないと思ふのでございますす隨ては看守の敎習等に至つても此博愛慈善を以て精神とすることを指示せられて然るべきことであろうと思ふのでございますす總て司獄の官吏は嚴を保ち紀律を正ふし感化誘導の後情を加へなければならぬと思ふのでございますす尙ほ之れよりは諮問し獄則の改むべきは之を改めさう致して此世の恩澤に囚徒までも浴せしむることを望むのであります斯の如く本大臣の意思を諒せられて諸君は

益に充分審議を盡されんことを希望致すでございます
右終て本會議に着手せられたるに出席典獄始め非常の熱心と勉强とにより二十七日より廿九日迄僅々三日間に於て下付の議案を議了せられたりと而して今回諮問の議案は左に類する事項なりしか如し

一　書記、看守長定員に關する件
二　監獄醫を病院より屬托し在る監獄の醫務成蹟如何及之れを改むるの方法
三　敎誨師は主として佛敎徒を採用する件、女監取締檢束戒護の實況之れか任用年齡の制限、及看守敎習科目の標準如何
四　物品會計官吏は府縣に在りては內務部第四課長を以て之に充つるは勿論なりと雖も監獄署及び監獄支署は何れも多少府縣廳と隔離せるを以て不便甚たし右は目下如何に取扱い居るや其方法如何
五　領置以外の在監人所有の物品にして本人の使用中に係る物品假令は刑事被告人の現に着用する被服其他の物品の監督は如何なる方法を以て之を爲しつゝあるや
六　臨時出監人等に交付する領置金の件及監獄署の會計事務は監獄署に分任したるものと直接第四課に於て取扱ふものとあり其使否如何
七　監視引取人は悉く取調方を警察署に照會し其回答を得たる後放免の手續を爲や實地の取扱振如何
八　身參帳及其關係諸帳簿の書式中其繁なるを簡にし粗なるを密にするの目的を以左の記入事項を省略せは實際の取扱如何（事項は他日に讓る）
九　日曜日の午后は敎誨時に供用する爲め一般に休役せしむるあり然るに其或る部の囚人にハ敎誨を施さすして終るものあり右等は名を敎誨に藉し休役を與りにするものと云ふべし之を改ひれば如何なる差支ありや
十　分房制を勵行し房內に於て適切の作業を採らしむるには坪數何程を以て適當とするや又晝夜分房制を實行し得る分房室の設けある地方に在つては之を勵行し並に作業に支障なきや
十一　土木工事に限り外役を許可する利害如何
十二　再犯以上の者の內に就き貧困にして犯罪に餘義なくせらるゝものを多しとするや或は慣習的犯者となり感化し難き不良の徒を多しとするや
十三　懲治人賞與の內規を設くるの可否及未丁年囚待遇の實況並に敎育懲戒の方法及其結果如何

矯正図書館

右の外左の事項に付ても諮問せられたりと云ふ

一　典獄か各其管内監獄支署を毎年二回以上巡視し及び査閲すへき項目　（項目は他日に譲る）

一　在監人行狀勘査規程改正の件

一　現行監獄則及び監獄則施行細則範圍内に於て褫奪制實施の利害　（細目は他日に譲る）

一　從來各府縣に於て調製する監獄統計表は累年の比較を擧るを便とす其蒐集材料の種類如何

一　内務報告例改正の件

一　看守の教習訓授に一層注意する件

一　在監人の取扱に關し寛嚴其宜を得ること

一　炊夫掃除夫看病夫理髮夫等に使役する囚人は能く撰定して之を用ゆると及支署等に於ての取扱方法並に滯獄日數調査に關すること

今回主もなる諮問の事項は前揭の如し然し素より未發の文書なれは誤謬なきを保する能はさるは勿論さた進行の効力なきものなれは姑らく茲に摘載して他日發布の曉を待たん讀者其心してよ

四月三十日、内務省衛生局に於て調査せられたる監獄内傳染病豫防心得なる印刷ものを各典獄に配付せられ議題とせられたり余輩の聞く所に由れは目下向暑の時期に際し一字一句有益なる文字を以て充たされたりと、即ち當日讀了するに至れり、然る上は之を實行するに吝ならさらんことを余輩は希望す　（全文は次號に揭載の許可を得んと欲す）

尙は右下付議案の外典獄より提出せられたる建議案は無量數十件ありたる由後日を俟て揭載を怠らさるべし

五月一日、本日は典獄諮問會結了の當日とて大臣自から會議室に出席し過日上の事に付き諮問せられたりと諮問の事項果して何事なりしや余輩の窺ひ知らさる所寔に遺憾に耐へさるなり

五月二日、各典獄諸君内務省に集合せられ獄事上の協議會を開かれたる由

三日、休會四日、各典獄建議事項に付相談會を開かる

終りに今回の諮問案の内に付き委員に付託し調査せしめらるゝことゝなりし事項及び委員は左記の如し（此外局長特命の調査委員人名は次號に譲る）

○書記看守長定員調査委員

長屋東京集治監典獄　六角京都府典獄

小林大坂府典獄　高北石川縣典獄

山上島根縣典獄　山室長崎縣典獄

木戸福岡縣典獄

○囚人身分帳修正委員

八木奈良縣典獄　新妻三重縣典獄

小野木福島縣典獄　藤澤香川縣典獄

長谷川沖繩縣典獄

○教習科目撰定委員

小泉宮城集治監典獄　若山神奈川縣典獄

千頭愛知縣典獄　五十嵐長野縣典獄

神谷高知縣典獄

◎監獄内現金保管方法に關する調査委員

小林大坂府典獄　櫻井兵庫縣典獄

福田靜岡縣典獄　眞木廣島縣典獄

甲斐德島縣典獄

●内務大臣の典獄晩餐會

四月三十日麹町區内山下町内務大臣官邸に於て今回召集の典獄諸君に對し晩餐會を開かれ中々の盛會なりし由出席者は松岡次官三崎縣治局長、小野田警保局長、有松書記官、水野、栗原兩秘書官浦監獄課長各典獄諸君なりしと

●紅葉舘に於ける典獄懇親會

五月一日は典獄諮問會終て午后五時より芝公園紅葉舘に於て典獄懇親會を開催せられたり出席者は小野田警保局長、有松内務書記官上京中の各典獄浦内務省監獄課長、課員及び隨行員等百有餘名非常の盛會にして午后十時過に及び各退散せられたり

●故ゼーバッハ氏の追悼會

此好時季に際し又此好機會に當り今回典獄諸氏の上京の折柄五月二日を以て故獄務教師フォンゼーバッハ氏の爲め上野櫻雲臺に於て追悼會を催されたり、氏が在天の靈將に櫻雲に翼し來り諸氏の好意を享けしならん余輩亦た氏の爲め一掬の淚を灑くものなり

●監獄協會の總會

大日本監獄協會にては本月三日正午より上野櫻雲臺に於て總會を開き庶務報告了て午後一時より討論三時より岡田朝太郎小原重哉、岸小三郎、穗積陳重後藤衛生局長諸氏の講話あり了て懇親會を開き席上幻燈にて數十種の監獄感化院保護場等に關する講話あり佐野尙武氏其説明をなし最も盛會なりしと而して討論宿題は左の如くなりし

一看守の講習會を開き典獄書記看守長監獄醜聚悔罪等之に列し職務上必要なる講話を爲し又は討論を

矯正図書館

爲さしむるは教養上効益あるべし現に施行する監獄署に於ては其方法及成蹟如何

二保護上の目的を以て放免囚を引受くる會社其他の設備ある地方に在ては其實況及將來維持の見込如何

●拓殖務省堪能の士あり

內務省の監督より拓殖務省監督の下に移されたる北海道集治監及び全分監並に道廳監獄に關する行刑一切の事務は同省北部局第二課の主管に屬すること〻なりたり、而して同課獄監係長は久しく北海道集治監に在り獄務に經驗多き堪能なる有馬四郎助氏前任埼玉縣典獄より入つて此重任を帶びられたり抑も北海道に於ける行刑の事は氏が得意とする所余輩か別項の杞憂をして書餅に屬せしめんこと切望の至に堪へざるなり

●栃木縣と德島縣典獄

栃木縣典獄甲斐秀成氏德島縣に、德島縣典獄白倉通倫氏は、栃木縣に此頃各、轉任せられたり、兩氏の轉任は兩海と東北との交換に過ぎす、斯道の範圍を脫せられざるは眞に至幸と云ふへきなり、兩雄幸に强健にして益々斯道の爲めに鞅掌せられんことを望ひ

●次きは山形縣典獄の榮任

山形縣典獄は何れの邊より來らるゝならんとは日夜余輩の想像せし所なりしか、久しく宮城集治監に於て期道に從事せられつゝありし書記小林孝義氏中原の鹿を護られたり、余輩は氏の爲に茲に之を慶賀す、氏の精勵勤勉なるは苟も氏を知るもの〻熟知する所にして余輩は事新しく茲に吹聽するの要を見す、只謹んで氏に對し祝詞を呈し併せて斯道の爲め祝意を表すること爾かり

●偖亦其次は富山縣と埼玉縣

前任富山縣典獄小島綱次郎氏は此頃出て〻縣西磯波郡長の任を襲はれ、埼玉縣典獄有馬四郎助氏今回拓殖務省に入られ兩者共に關けたり、昨今典獄會同の好機此欠員ある二縣の爲めに聊か不幸を感す、而して其後任は果して誰々か、余輩は未發表以前に當て兩者共に監獄に於ける實務家より抜撰せられんことの希望を有す、果して如何

●富山縣典獄の新任

前項の雜報を書き終りし時五月一日の官報は余輩に快報を齎らせり過日來缺員たりし富山縣典獄は先頃久しく內務省監獄課僚たりし木名瀨禮助氏愈々其任

を襲はれたり抑氏の經驗と學識とを以てす素より當然のみ余輩曩きに氏の內務省より出て〻兵庫縣に轉任せらるゝの日は氏の爲めに聊か杞憂せしも氏が轉任后日尙は淺きにも不拘一級を進められ典獄の候補資格を具有せられ間もなく今回の榮轉を見る寔に氏の爲め斯道の爲め慶祝慶祝氏其れ勉めよや

●典獄以下の服制法將に出てんとす

數年來當局者の間に噂のありたる典獄服制論は今や將に實事となり近日發布せらるへき事となれる由聞く所に由れは典獄看守長看守のみにして書記の分は如何なる故にや省略せられたりと姑らく發表の日を待て云々せんとす

●監獄附近の地所に就て

監獄をして民家接續の地を避けしむる必要あることは世已に定論あり又改めて復言の要なし然るに已往十四五年以來移轉改築をなしたる監獄に就て之を觀るに當初大に民家を避け遠く不便を忍て建設したる監獄も今日となりては周圍悉く民屋に包まれ折角巨万の工費を投したる効能毫も之れなきのみならず反て害の甚しきものあり何そや夫れ監獄に隨從して家屋を附近に築く者は其目的とする所の營業は最も好ましからぬ差入屋にあらざれは下等飮食店か三百代言若くはペテン代書人に外ならず是等の徒輩多くは不正利外の利益を僥倖せむとする狡猾社會なるを以て苟も利得を耳にせば奪はずんば厭かず從て其擧動に於る風紀の如何は固より眼中に置く處にあらず故に監獄に與へる害は勿論昔日の比にあらざるなり今後監獄を改築し又は移轉を爲さんとするには尤も此に注意を要すべき事柄なりとす幸ひ將來監獄建築は府縣會に於て豫算案を決議せざる前先以て監督省の認可を請はしむることになりし由なれば改築監は必す其周圍若干即ち相當の距離は監獄所の屬地と爲し之を典獄以下吏員宅舍の敷地に充てしむることゝなし若し此の設計なきものは斷して認可せざる方針を採らむことを當局者に向て切望せざるへからす若し將來の監獄にして此計なからんか前陳諸弊愈々蔓延して遂に醫するの手段なきに至り如何とも救ふへからざる困難を惹起するは火を見るより明かなり豈恐れて猛省せさるべけひや尙ほ因に一言す目下既に改築成就したる監獄に在ては費用の許す限り附近の民地を買取り官舍又は耕作地と爲すの計畫を爲せよ今日の狀況監獄附近地は普通市街邸宅地に比し未た幾

割の廉價なり一年を緩ふせばそれ丈け家屋を增すと同時に地價益々騰貴し遂には再移轉の大計を企てざるを得ざる困難眼前に迫るや必せり宜しく陰雨降らざるに先つて牖戶を調繆する覺悟あるを要すべきなり且夫れ監獄周圍をして監獄吏員の宅舍に充てしむるは啻に監獄の利、吏員の便なるのみにあらず之に依て看守宿料を省く等經濟上の稗益するところ亦少々ならざるへし

●監獄衛生に就て

監獄衛生は醫務所の主管に屬すること論なしと雖も凡そ何れの監獄と雖も醫師は二名乃至四名に過ざる少數人員なり殊に支署の如きは多分一名の醫員を以て治療調劑を兼務する者の如し又大監獄は前陳の通り三四名を備ふるを以て醫員として一般病院の人員に比し格別不足の感なきに似たれとも之を監獄の實体に視るときは則ち然らず何となれば患者の治療手術のみを專務とするにあらずして食物の檢查、看守押丁躰格試驗、入出監者の躰量、懲罰執行囚人診察、死亡の檢視、食糧獻立の注意、作業適否檢案、看守押丁罹病欠勤の診斷其他在監人の運動、入浴、掃除、洗濯、等監內全般の衛生事務を擔任するの外尙ほ藥品出納の事務、器械保管の責、患者日表月表年表等の調製皆取て醫員に屬せざるはなし嗚呼獄醫の任務重且大なると謂つへし此の如く多忙繁雜の間に鞅掌し而して常に在監人二千乃至四千人を拘禁する所に於ては三四名一百乃至二三百名を拘禁する所に在ては僅々一二名の醫師を以て整理完成を收めしめんとす亦難事にあらず乎放に苟も監獄衛生をして周到緻密ならしめんと欲せば獨り醫員にのみ委せず衛生に關する事務に從屬する看守押丁は常に醫務所長の下に指揮命令を受け又所長は都下の僚屬として斯道素陶の任に當る覺悟なかるべからず然り而して能く此の希望を遂んには宜く職務の權限を確立ならしめ假令等しく薦判任の獄務官たりと謂と雖も主管の事務に就ては所長は勿論其他の醫員は看守押丁を指揮監督する權を與へ看守押丁は之に服從の義務を保たしめよ余等平素憂慮す看守も醫師も均しく判任待遇官なるを鼻に掲け無關に威張り込み而して第二課長も陰に此主義を贊し部下の者とし云へば何事も他課所に讓らず傲慢屁理窟を叩く者を以て適任者なりと稱する弊あり果て斯る弊害在とせば此際當局者に於て矯正方法を講ずる必要ありと信ず恰かも現に會同典獄に配付せられたる諸諮問案中に監獄衛生に關する事項即ち傳染病豫防に就ての事柄あり序を以つて監獄醫務即ち監內一般の衛生擴張を論究すること極めて必要なりと思考す若し衛生の不備に原因し在監人は比較的死亡者罹病者多數なりとの事實を統計表より脫することを得ざらんには刑以外の刑ありとの誹り何によりて辭せんとするや

●別房留置人の敎誨敎育に就て

監獄則第三十條に囚人及懲治人には敎誨師をして悔過遷善の道を講せしむ同三十一條に囚人十六歲の未滿の者及懲治人には每日四時以內讀書習字算術を敎ふへしとあるは即ち讀て字の如く囚人懲治に限るとの解釋を取り別房留置人の如きは之を度外に置き敎誨は勿論十六歲未滿の幼者と雖も曾て學術敎育を施さゞる向ありと聞く而て其趣旨如何と云ふに元來監獄なるものは犯罪者を收禁し刑罰を執行する所にして假令刑事被告人の如く豫審免訴公判無罪の結果を見ることありと雖も最初罪視すべき條件を備ふるが故に留禁の効力ある令狀を發せられ依て以て收禁したるものなり然るに別房留置人の如きは既に本刑を執行し了へたる者なれは最早刑者若くは犯罪者たる要件更になく從て之に敎誨を施し又は學術を授くるは恰も良民に說法を聞かせ敎育を加ふると一般にして行刑官の職責にあらず加之ならず別房留置人は監獄の危介者官費の喰潰人なり之をして尙ほ敎育を授くるときは過恩却て仇となる恐れありとの諺言に背くなりとの云々此論一理なきにあらされとは刑後別房に留置するは法律の命する所なれは現行法の上より觀察するときは等しく是れ在監人なり如何そ寄食者なり危介者なりと云ふを得べけんや況んや使役に獄則に食糧に動作に總て囚人同樣の取締を爲す毫も讓る所なきに於てをや抑も監獄の目的は出獄人をして再び罪人たらしめざる樣豫防せんとするにあり而て留置人は其本刑を監獄に於て執行せらたるものなり再犯豫防上決て彼囚人と別物視すべきにあらず否事ろ感化の點には充分重きを置き出獄の曉き途に迷ひ惡辟に陷らしめざることに盡力せざるを得ざるものとす故に敎誨を施こすことは勿論特に十六歲未滿の幼者に對しては讀者習字算術等の學藝は幼年囚及懲治人と同しく反覆溫習せしめて可なり何んぞ監獄則の明文に苦み强て狹隘の解釋を取べきものならむや若夫れ之をして囚人と同席せしめ懲治人と同室た

矯正図書館

らしむるか如きは出來得へき限り避けるを可とす然れとも夫れか爲め激誨及修學を杜絶せさるへからさる止むなき事情あらば假合同場に於てすることも之をして絶對的廢止せむより勝さること大なりと思考す當局者以て如何となすか暫らく記して識者の示教を待たむとす

●臺灣司獄官の職務

本年勅令第九十一號臺灣總督府地方官官制中典獄の職名なきに依て一考するに同地監獄には兼て風聞の通り典獄を置かす警部長を以て兼任せしむる積りならんか然るに同制第二十七條に警察署長警察分署長は警部監獄署長監獄支署長は看守長を以て之に充つとあり去れば監獄官吏としては看守長より上班の者なきか如く見受けらる何んとなれば監獄には署長より上班者固あるへき筈なければなり左れば臺灣監獄典獄の職務を警部長に兼ねしむるとの風說は全く無根の說たること最早疑いなきものとす然るに茲に今一疑點の存するものあり右は同官制第三條の順序より見るも又從來一般官制の上よりするも監獄書記は看守長の上に列記せらるゝ例なりしにも拘はらす臺灣監獄は署長支署長の權限否資格を看守長に與へて書記に與へさるは大に奇觀の感あり必竟するに同地は總て武斷政略を行ふ必要上より軍人的制裝の看守長をして署長たらしめんとの趣旨なるへき歟果て然らば第三條各職名の順序も書記の上に看守長を置かるゝは相當にあらすや且又書記は上官指揮を承け廳務に從事す看守長は上官の指揮を承け監獄の戒護を掌り看守を指持監督すと仝制第二十四條第二十五條に規定せられたり此の權限よりするも署長支署長の職を看守長に限られたるは余輩其理由のあるところを知らさるなり

●臺灣看守の俸給は如何

本年勅令第百號を以て總督府職員加俸支給規則を設け其第二條に加俸は毎月俸給月額十分の三に相當する金額を支給すと定め勅令第百一號を以て仝府巡査看守手當支給規則を設け其第二條に手當は土地の狀況に依り別表範圍內に於て一等乃至二等の金額を支給するとゝ爲し而も別表は一等地拾圓二等地拾貳圓三等地拾五圓とあり此の手當なるものは俸給外に給與せらるゝものなるへしと思考するも未た俸給規則を發布せられさるに依て是れは巡査看守は單に手當のみを給する趣意なるや若し此の手當の外俸給を支給するものとせば勅令百號他の職員加俸に比し非常に割合よき事なれとも手當の外俸給は給與せすとの意ならば殆んと內地も同樣の給額たるに似たり去り迚前者の如しとせば三等地に俸職する看守は少くも二十三圓餘の月額となり書記看守長の九級俸以上の者に適當す稍や權衡を得さるか如し實際如何のものにや暫らく疑を記して後日の規定に參せん

特別寄書

●北海道集治監監督權の變換

上田定次郎

今回拓殖務省の新たに設置せられたる結果に依り從來內務大臣直接監督の下にありたる北海道集治監及其分監をして拓殖務省監獄の下に移されたり、仝省官制第一條の明文に由れは素ゟ將に疑ひなき所にして余輩亦た爾かく信すと雖も以後仝集治監統治の上に就き豫め當局者の注意を請はんとするは元來仝集治監なるもの當初刑法上の規定に由れる發遣刑の執行場所として將た新創の地荊棘を開き道路を開鑿する等、所謂殖民獄獄の目的に駈馳したるとは余輩の從來深く信する所にして大政の方針爾かく亦玆にありたることは特に疑ふへからさる事實に屬す然れとも中道にして發遣刑の不可なると、及ひ其結果を修むる寡なきとを各國の事例に照し亦た實際に之を鑑み昨今に至りては大に其行刑の主義を一變し政府亦た大に斟酌する所あり、云はゝ今日將に北海道集治監に發遣したる囚徒の行刑方法に一改進を與へんとする今の時に當り新創蒙昧なる臺灣と仝一獄制の下に支配する能さるは勿論、政府も亦た將來北海道及ひ臺灣に對する獄制を一律の下に支配するの意に出てたるや余輩の確信する所なりと雖も、折角今日迄進步改良し來りたる此の北海道集治監に對する從來內務省が採る所の方針を變更せられさらんことを將來に希望する所なり、今回北海道集治監の管轄換に就ては拓殖務省設置の自然の結果に屬するものなりと雖も將來囚徒を北海道に發遣する上に就ては種々の杆格且吾を其間に生することもあらん例之は內務省より囚人發遣の事を拓殖務省に照會するとせんか同省に於ては其他戒護人員監房等の都合も之れより容易に協議の整はさることもあらん假令之を以て犯人の憂とするも衣服戒具の轉換準備等の緩急もある

監獄雑誌　第7巻 第4号

矯正図書館

ならん、從て從來の如く同一監督官廳の下に書作するか如く容易なる能はざるは勿論、今日以後同集治監在囚にして放免の時は亦た之を如何にすへきや昨年來該者を內地集治監に返送するの好事例を示したるものあるを、是れ又今日以後考慮を惹すべき事項なるべし、故に余輩は窃かに信す、今回北海道集治監の管轄換に就ては刑法上の發遣刑執行の上に一革進を與ふるものなることを、而して其革進とは果して雲か雨か雪か將た陰霾か予輩鶴首して他日を卜せんとす

●典獄會議に望む

山陽隱士

新內相の召集に依り上京したる典獄諸君は本月廿七日より警部長の後椅子に席を占め壯然快然として會列せらるゝ而て其附議せらるべき問題、諮問せらるべき事項は如何余輩推測豫知し能はずと雖ども凡そ行刑のことたるや殆んと刑事法律に於ける如く其執行手續は何事も成文ある規制に基き正々堂々敢て痴疑するなく履行するを要す然るに前會決議せられたる獄務假則の如く直に執行力を有するか如く又有せざるか如き規則係のものは成るへく之を避け現時の狀況及將來運行の機機に參酌し斷然決行し得へき者を確定せよ若夫れ公然發布するとを得ざる全く當局者の手心扱に屬する事項と雖も庶幾くは一定普及の實行力を有する內訓を以て命令せらるゝにあらざれば恐らくは又必す各監區々に渉り遂に底止する所なきに至らん由來獄務の一定せざる斯道の困事たるは今更復言を要せざる所而して其因多くは薄弱的方針なるか所以に屬せざる歟是れ須らく一考すへきなり又此の好機に際し諸君か常に不便を感し居る所の女監取締定員變更の件看守より看守長に任用したる者は監獄書記を兼任し得せしむるの件警察留置場は毫も警部長に讓らず充分典獄も監督するの件地方稅を以て事務屋を置くの件看守の俸給諸手當は決て巡査に下らしめざる件看守の被服は府縣會の決議に任せず全國一定の地質とするの件典獄自ら取扱へき事務と課所長に分任する事項は（大々監獄大監獄中及小監獄等に依て）一定し置くの件等は夫々確立一定する事に盡力せられよ聞く所によれば此度の會議は僅に一週間の短日數に於て終了閉鑛の見込なりと果て然れば種々の諮問案に對し充分なる答案を呈し遺憾なく議了し得らるへきや否多少心配なきにあらされとも流石敏腕且つ老練なる實務當局家なれば其下問の諸案や常に胸中の貯物たるに過さるへし希くは非常の勉力を以て之を議了し且速かに之れか實行を見んと一日千秋の感に堪へす聊か卑見を記して典獄會に望む

當印刷所も追々事業相進み銅版石版等も各位方の御需めに應し鮮明迅速に出來可仕候間續々御注文あらん事を希望仕候

明教社印刷所



定せよ若夫れ公然發布することを得ざる至く當局者の一

矯正図書館

●會　告

●本會雑誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アランコトヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雑誌　壹部定價　前金六錢（全國無選送料）
●仝署内五名以上購讀ノ向ハ　壹部　前金五錢五厘（仝上）
●一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク
●又一署内十名以上ノ雑誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラルヽ諸君ニハ雑誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
●廣告料　一行一回分　金十錢

○雑　則

●監獄雑誌ヲ注文セラルヽ時ハ住所姓名（官衙ニ奉職セラルヽ者ハ其衙名官職名）ヲ詳記シ雑誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
●雑誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雑誌ヲ送付スルトキハ其帶紙ヘ（督）印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ（濟）印ヲ押捺スルヲ例トス
●雑誌代金ヲ送付セラルヽトキハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ッ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
通運便ニ付セラルヽトキハ其特込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラルヽトキハ五厘切手一壇割タルヘシ
●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラルヽ向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

明治二十九年五月　七　日發行
（明治二十七年二月廿六日遞信省認可）

發行人兼編輯人　磯村兌貞
印刷人　海沼富太郎
發行所　愛知縣名古屋市西洲崎町四番戸　警察監獄學會
支會　東京市四ッ谷區荒木町二十七番地　警察監獄學會支會
印刷所　東京市京橋區卅間堀貳丁目一番地　明教社
出版主任　磯村兌貞